

第2期地域福祉活動計画

共に支え合い、
未来につながるまち 広陵



令和6年3月

社会福祉法人 広陵町社会福祉協議会

は じ め に



近年、福祉ニーズが多様化し、制度の狭間の問題や複合的な福祉課題を持つ世帯など、公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースが増えてきています。

広陵町を、誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるまちにするためには、地域住民と行政、支援を行う関係団体との連携・協働が不可欠です。その連携・協働において、民間としての「自主性」とさまざまな社会資源や社会福祉関係者に支えられる「公共性」を持つ社会福祉協議会の役割は大きいと考えます。

このたび、「第1期地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）」の期間が満了するにあたり、令和6年度から令和10年度までの5年間では、「共に支え合い、未来につながるまち 広陵」を基本理念とし、地域で支え合う仕組み、安心して暮らせる仕組み、いきいきと暮らせる仕組みづくりを基本目標として展開していくため、地域福祉にかかわる関係機関・団体、住民、ボランティア、行政等と社会福祉協議会が連携・協働し取り組む内容を「第2期地域福祉活動計画」として策定いたしました。

本計画では、町が策定した「第2期地域福祉計画」と補完・連携し、「地域福祉の両輪」として一体的に進めて参ります。

町民の皆様におかれましても、我が事として、一人でも多くの方に地域福祉について関心をお持ちいただき、地域福祉活動にご参加いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、本活動計画の策定にあたりましてご協力をいただきました関係者の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月吉日

社会福祉法人 広陵町社会福祉協議会

会 長 山村 吉由

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画期間	1
3.	本計画の位置づけ	2
4.	第1期計画の振り返り	3
第2章	地域福祉の状況	6
1.	人口等の状況	6
2.	高齢者の状況	11
3.	障がい者の状況	15
4.	子ども・子育て支援の状況	18
5.	生活困窮者の状況	24
6.	地域活動に関する状況	27
第3章	住民・関係団体等の意見・提言	30
1.	住民アンケート調査結果概要	30
2.	関係団体等アンケート調査結果概要	45
第4章	基本理念と基本目標	47
1.	基本理念	47
2.	基本目標	48
3.	重層的支援体制整備事業の方針	49
第5章	事業実施計画	50
	基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる	50
	基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる	55
	基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	62
第6章	計画推進のために	64
1.	法人の適正運営と基盤強化の推進	64
2.	計画の推進	64
3.	計画の周知・普及	64
4.	計画の進行管理、点検・見直し	64
資料編		65
1.	策定経緯	65
2.	用語解説	66

《本計画における「障がい」の表記について》

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がい者ご自身の心中に配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより本来示すべき対象が特定できなくなる恐れもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて全て「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

広陵町社会福祉協議会は、昭和 57 年に発足し、住民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んできました。

しかし、近年では、近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっておりとともに、経済状況の変化等により、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国では、地域包括ケアシステムを構築するための介護保険法の改正、社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを実施することを責務として規定した社会福祉法の一部改正など、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しています。

さらに、平成 29 年 6 月に公布された改正社会福祉法において「重層的支援体制整備事業」があらたに設けられるなど、「地域共生社会」の実現に向けて動いています。

こうした動きに対し、全国社会福祉協議会においては、令和 2 年 4 月を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2020」をあらたに策定しました。新しいビジョンでは、21 世紀における「地域共生社会」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という 2 つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指しています。

このたび、令和元年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 1 期地域福祉活動計画」（以下「第 1 期計画」という）が期間満了を迎えることから、これまでの取り組み状況のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会情勢の変化を踏まえ、地域福祉活動をさらに発展、推進するため、広陵町社会福祉協議会において重点的、優先的に取り組む項目を具体的に示す「第 2 期地域福祉活動計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、第 2 期広陵町地域福祉計画と連携した活動を推進していくため、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた行動計画です。

社会福祉協議会は、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という2つの側面を併せ持った組織です。この特性と協議体としての機能を十分に発揮し、多様化する福祉サービス・活動の担い手をつなぎ、課題解決に向けた連携・協働ができるよう、計画を推進していきます。

また、広陵町における第2期広陵町地域福祉計画と互いに補完・連携し、「地域福祉推進の両輪」として、一体的な地域福祉の推進を図ります。

社会福祉法第 109 条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 第1期計画の振り返り

第1期計画期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休止・縮小をした事業もありました。しかし、その中でも、ふれあい・いきいきサロン数が毎年増加するなど、住民や社会福祉法人などと一緒に取り組む地域福祉活動が広がりました。

<各年度の振り返り>

年度	主な取り組み・出来事
令和元年度	● 地域福祉活動計画スタート ● チラシを作成し社協会員会費を募る ● ボランティア活動内容を紹介するためパンフレットを作成 ● 「ふれあい・いきいきサロン」紹介チラシをリニューアル ● 生活支援体制整備事業において、「広陵ささえ愛」を発足 ● 地域福祉委員の更新手続（2年に1回） ● 災害時に備え、災害用備品を購入
令和2年度	● 社協ホームページをリニューアル ● 社協だよりの発行開始 ● 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った世帯を対象とした県の貸付手続きを受託 ● 広陵町社協独自の「新型コロナウイルス感染症の影響による支援資金貸付」を実施 ● 広陵町社協独自のフードレスキューを開始し、生活困窮者に食料等を提供 ● 福祉団体活動支援事業を町から受託 ● 災害時に備え、災害用備品を購入
令和3年度	● フードバンク奈良に登録し、広陵町社協独自のフードレスキューを拡大 ● 広陵町で1つ目のこども食堂立ち上げのための支援を行った ● 「新型コロナウイルス感染症対策生活支援等業務」を町から受託し、サポートパック（食料品）のお届けと買い物代行及び医薬品受け取り代行を実施 ● 地域福祉委員の更新手続（2年に1回） ● 災害時に備え、災害用備品を購入

年度	主な取り組み・出来事
令和4年度	● 北葛城郡内社協災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施 ● 一般社団法人葛城青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結 ● 4町（上牧町、河合町、王寺町、広陵町）社会福祉協議会で「北葛城郡内社会福祉協議会災害時相互支援協定」を締結 ● 広陵町で2つ目のこども食堂立ち上げのための支援を行った ● 広陵町民生委員・児童委員協議会の事務の一部を町から受託 ● ボランティア交流会の実施 ● 社協もちつき大会を3年ぶりに実施 ● 災害時に備え、災害用備品を購入
令和5年度	● サロン交流会の実施 ● ひとり親家庭親子ふれあい交流事業を4年ぶりに実施 ● 地域福祉委員連絡会議を実施 ● 地域福祉委員の更新手続（2年に1回） ● 自家用有償運送事業の乗車予約受付業務を町から受託

<主な取り組みの実績>

■ふれあい・いきいきサロン活動の支援（サロン数）

平成30年度末	16 サロン
令和元年度末	23 サロン
令和2年度末	24 サロン
令和3年度末	26 サロン
令和4年度末	29 サロン

■ボランティアセンターの機能強化（ボランティア団体）

平成30年度末	27 団体	8 個人
令和元年度末	31 団体	10 個人
令和2年度末	30 団体	11 個人
令和3年度末	33 団体	8 個人
令和4年度末	41 団体	11 個人

■ ボランティアセンターの機能強化（ボランティア相談・マッチング数）

平成 30 年度	9 件
令和元年度	15 件
令和 2 年度	12 件
令和 3 年度	6 件
令和 4 年度	6 件

■ ボランティアセンターの機能強化（支援数）

平成 30 年度	8 件
令和元年度	7 件
令和 2 年度	5 件
令和 3 年度	7 件
令和 4 年度	13 件

■ 福祉なんでも相談窓口の相談体制の強化

	福祉なんでも 相談	生活福祉資金 貸付相談	コロナ特例 貸付相談	その他の相談	合 計
令和元年度	112 件	40 件	10 件	119 件	281 件
令和 2 年度	79 件	57 件	525 件	166 件	827 件
令和 3 年度	198 件	45 件	297 件	216 件	756 件
令和 4 年度	177 件	28 件	32 件	233 件	470 件

■ 相談支援の強化（コミュニティソーシャルワーカーの配置）

平成 30 年度末～令和 4 年度末	2 名
--------------------	-----

■ 社会福祉協議会の体制強化（社協職員数）

平成 30 年度末	5 人
令和元年度末	8 人
令和 2 年度末	9 人
令和 3 年度末	11 人
令和 4 年度末	11 人

第2章 地域福祉の状況

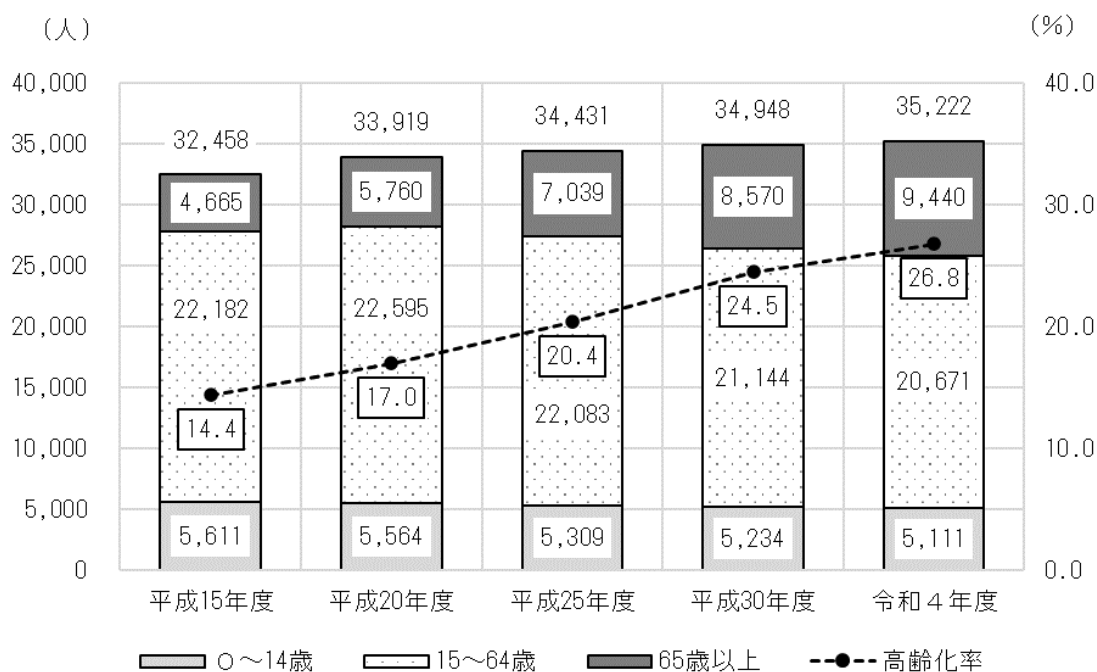
1. 人口等の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、平成28年4月に初めて35,000人を超えましたが、以降は増減を繰り返しながらも、微増で推移しています。

その中で65歳以上の高齢者は、平成15年から令和4年までの20年間で2倍以上の増加となっており、高齢化率も上昇しています。

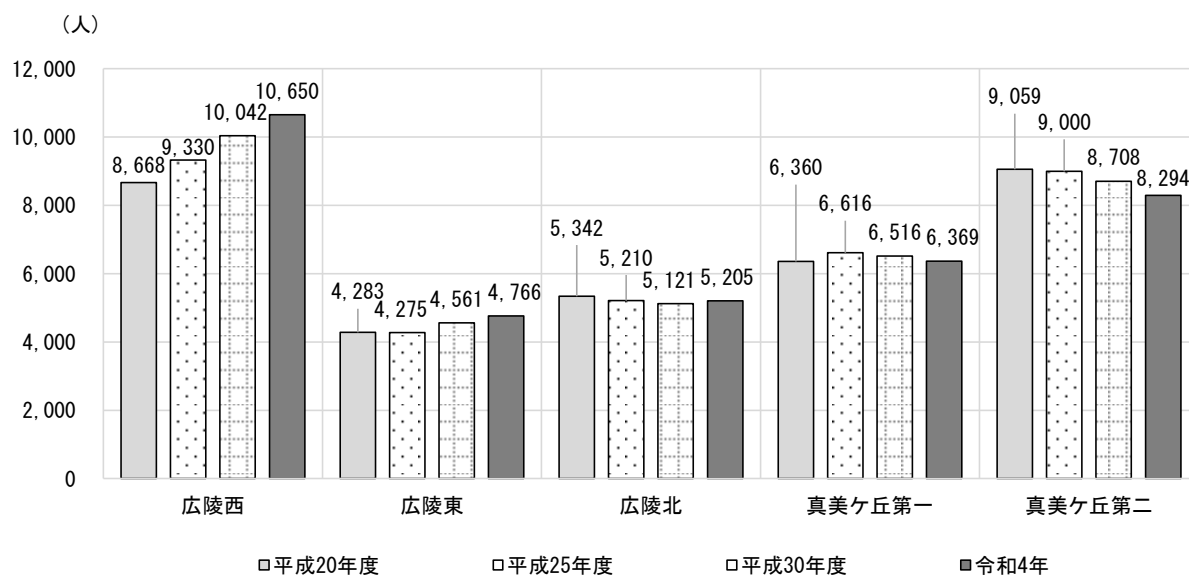
《人口等の推移》



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

小学校区別に人口の推移をみると、近年、ミニ開発が盛んに行われている広陵西小学校区、広陵東小学校区で人口が増加している一方、広陵北小学校区では横ばい、真美ヶ丘第一小学校区と真美ヶ丘第二小学校区では減少傾向にあります。

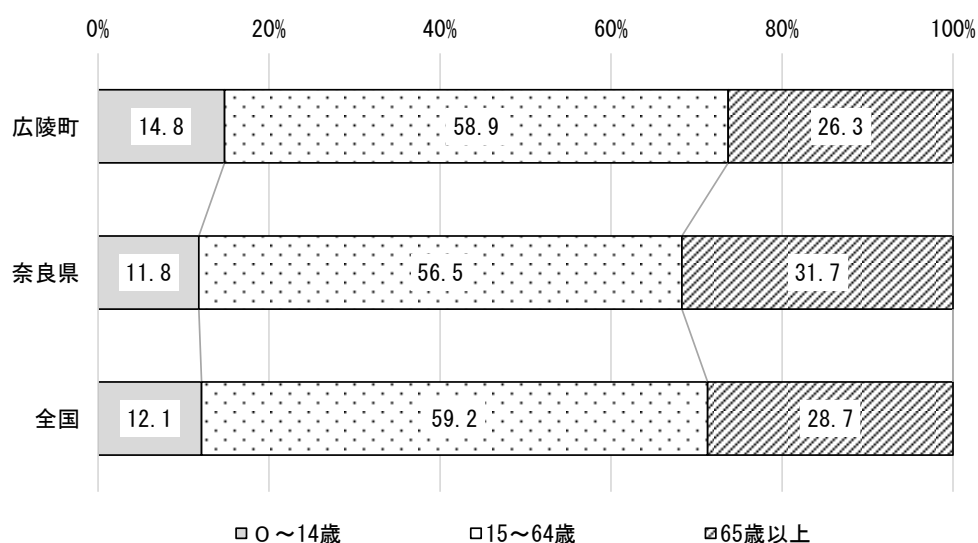
《小学校区別の人口の推移》



資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

年齢3区分別人口割合（令和2年国勢調査）をみると、年少人口（0～14歳）割合は国や県を上回り、高齢者人口（65歳以上）割合は国や県を下回っているため、本町は比較的「若い町」といえます。

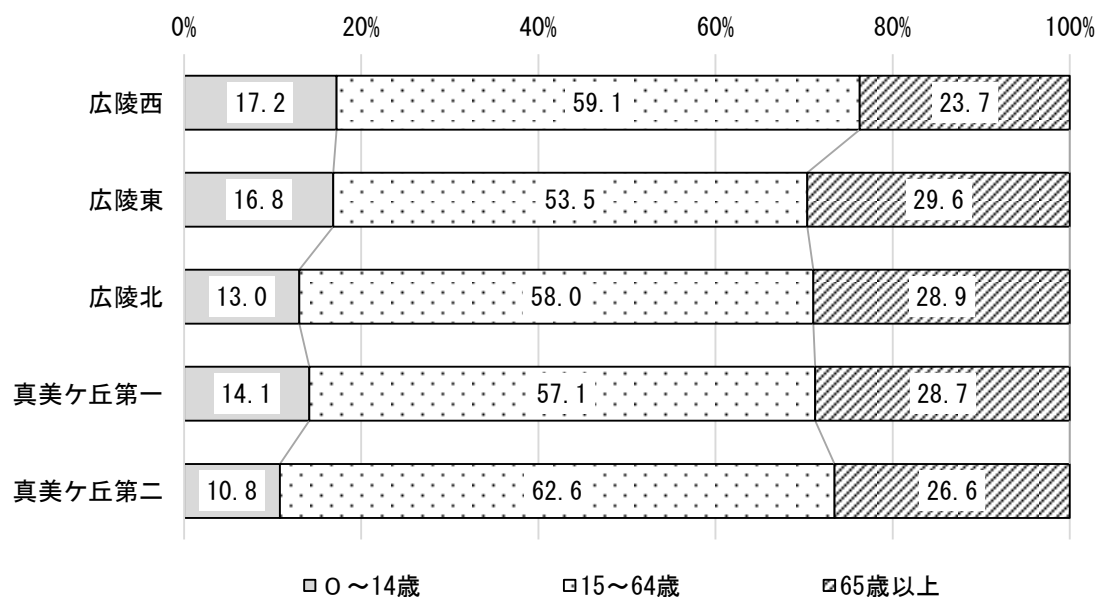
《人口割合の比較》



資料：令和2年国勢調査

小学校区別の年齢3区分別人口割合（住民基本台帳）でみると、広陵東小学校区で高齢者人口割合が最も多く、ミニ開発で若い世帯の転入により人口増加が著しい広陵西小学校区で年少人口割合が最も多くなっています。

《小学校区別の人口割合の比較》



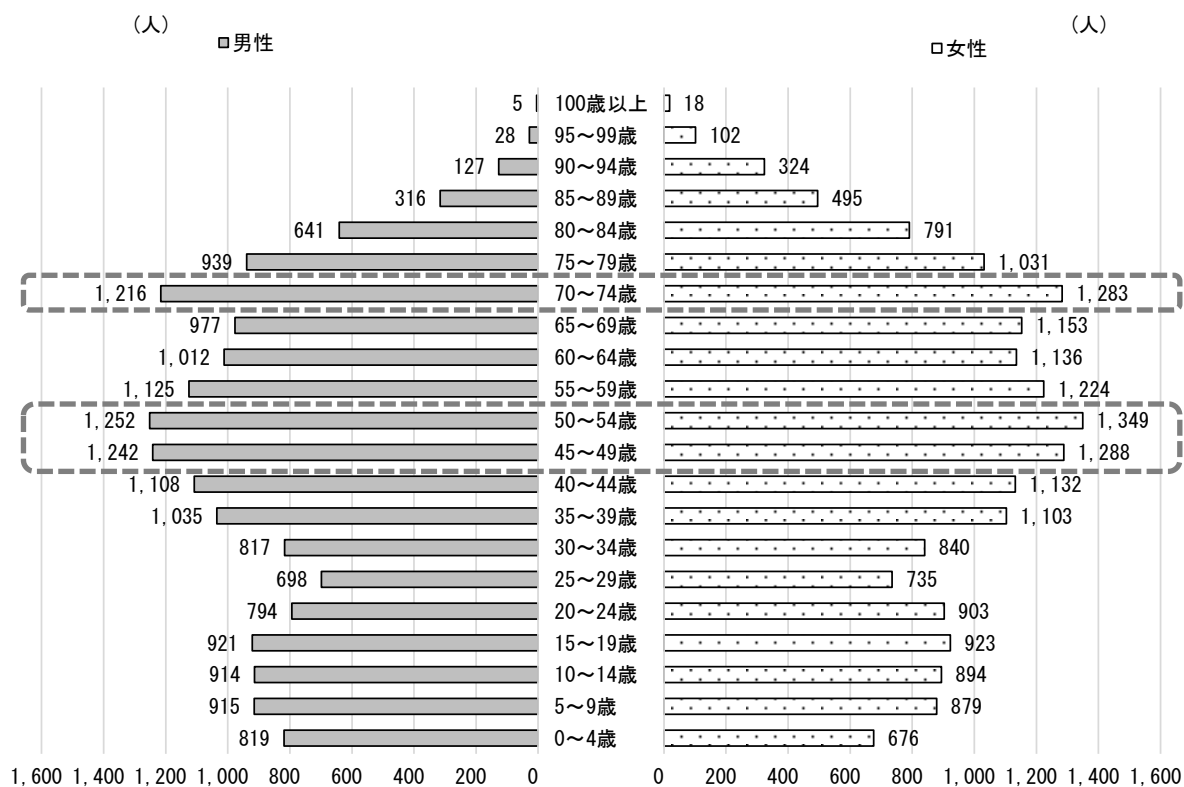
※四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある

資料：住民基本台帳（令和5年7月末現在）

(2) 人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男女共に45～54歳、70～74歳の人口が多くなっています。

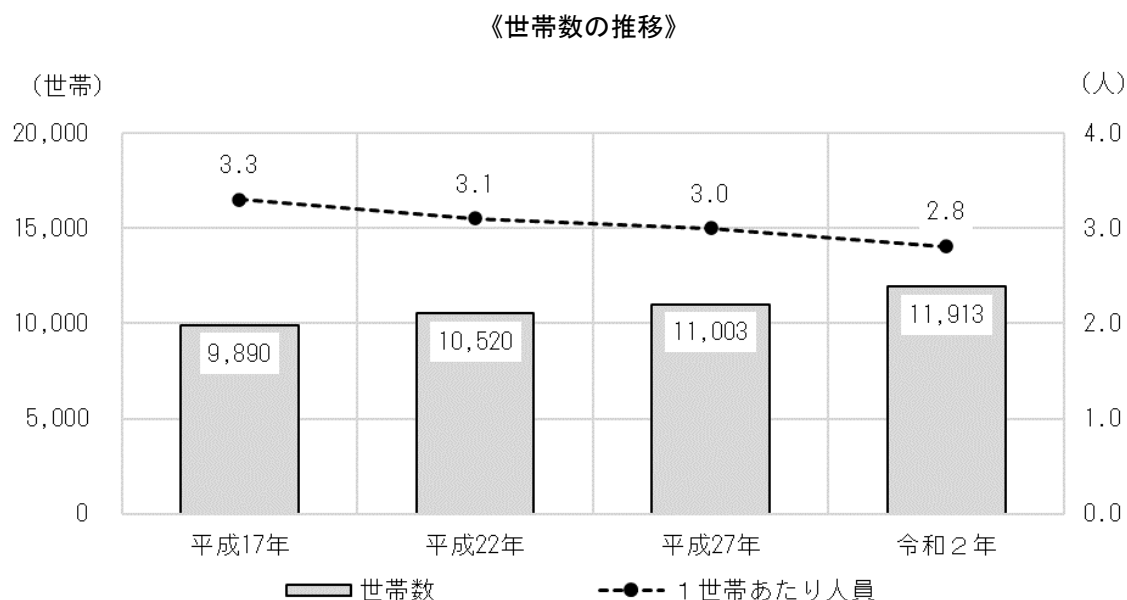
《人口構造の状況》



資料：住民基本台帳（令和5年7月末現在）

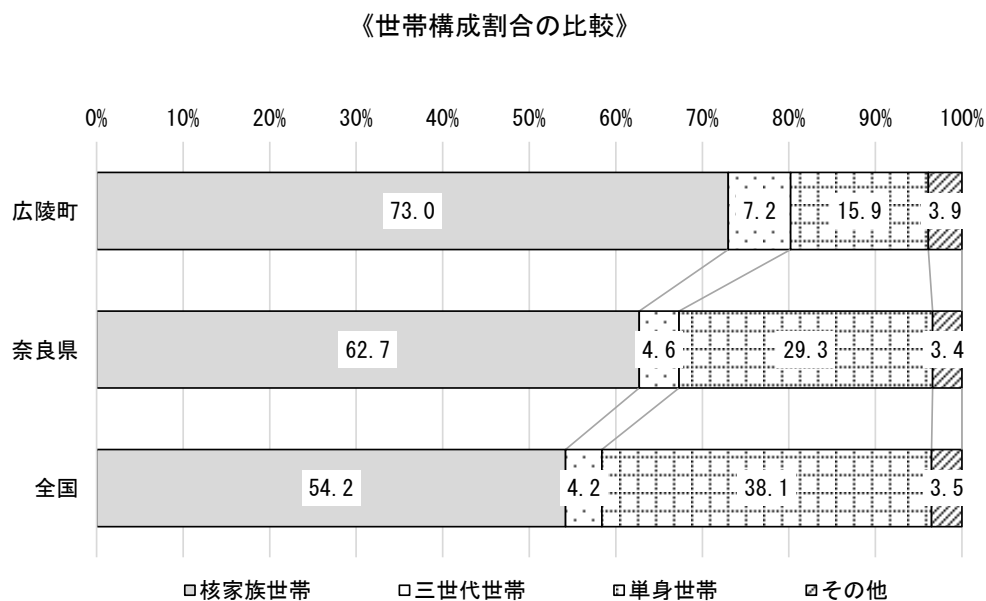
(3) 世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成17年の9,890世帯から令和2年の11,913世帯へと、人口増加に伴い増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査

本町の世帯構成割合をみると、国や県に比べて、単身世帯の割合が少なく、核家族世帯と三世帯世帯の割合が多い傾向がみられます。



資料：令和2年国勢調査

2. 高齢者の状況

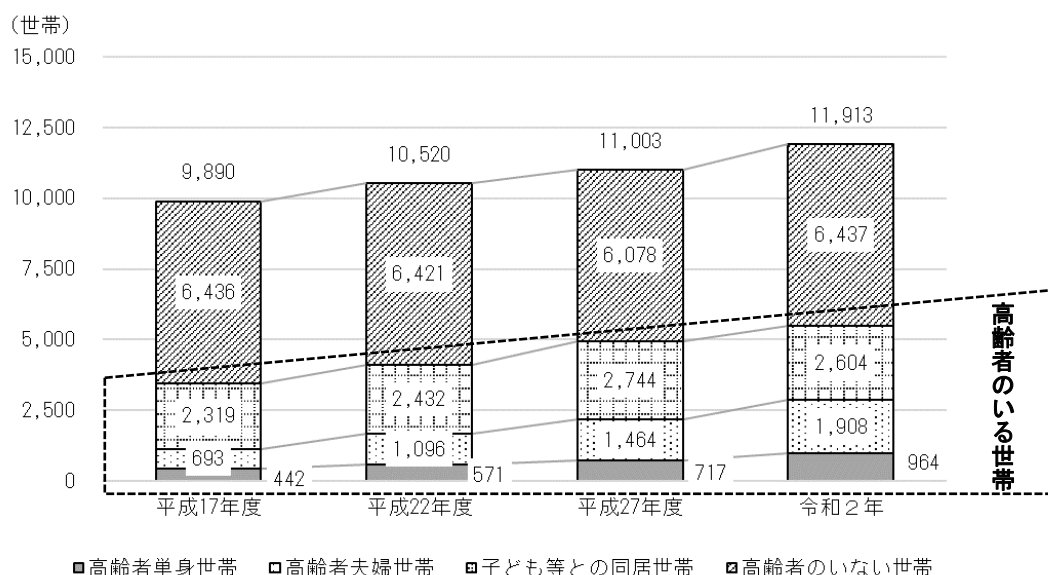
(1) 高齢者世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の中で、高齢者のいる世帯をみると平成17年の3,454世帯から令和2年の5,476世帯へと増加し、高齢者のいる世帯の割合は平成17年の34.9%から令和2年の46.0%へと増加しています。

また、平成17年から令和2年までの15年間で高齢者夫婦世帯は2.8倍、高齢者単身世帯は2.2倍に増加しています。

令和2年には、この2つを合わせると一般世帯の24.1%を占めており、およそ4世帯に1世帯が高齢者だけの世帯となっています。

《高齢者世帯数の推移》



項目		平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年
高齢者のいる世帯 ※ 1	世帯数 (世帯)	3,454	4,099	4,925	5,476
	割合 (%)	34.9	39.0	44.8	46.0
高齢者だけの世帯 ※ 2	世帯数 (世帯)	1,135	1,667	2,181	2,872
	割合 (%)	11.5	15.8	19.8	24.1

※ 1 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、子ども等との同居世帯の合計

※ 2 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の合計

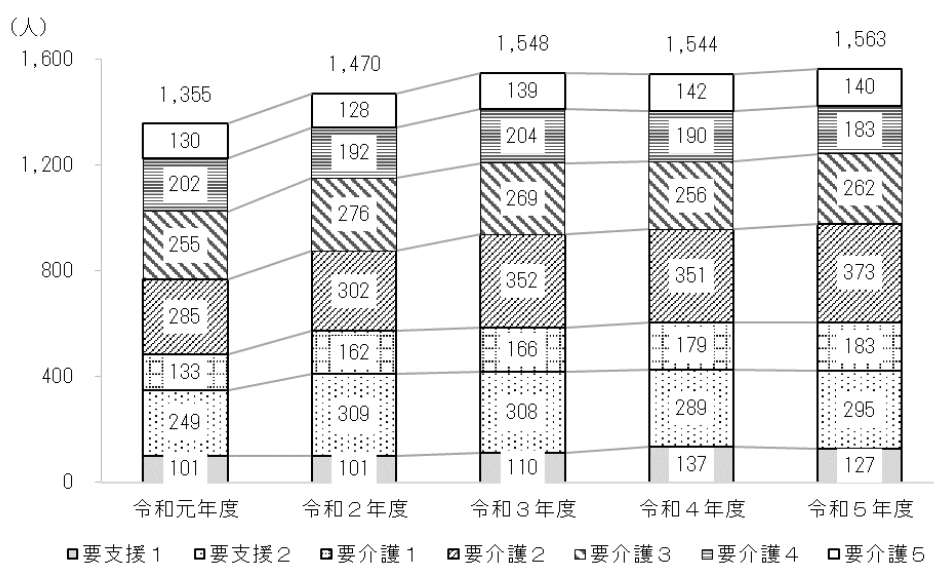
資料：国勢調査

（２）要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は令和３年度まで増加傾向で推移し、その後は 1,550 人程度で推移しています。今後、75 歳以上の後期高齢者が増加する見通しであり、要支援・要介護認定者数も増加傾向になると見込んでいます。

要支援・要介護度の内訳を令和元年度と令和５年度で比べると、要介護４は減少し、その他の要支援・要介護度は増加しています。

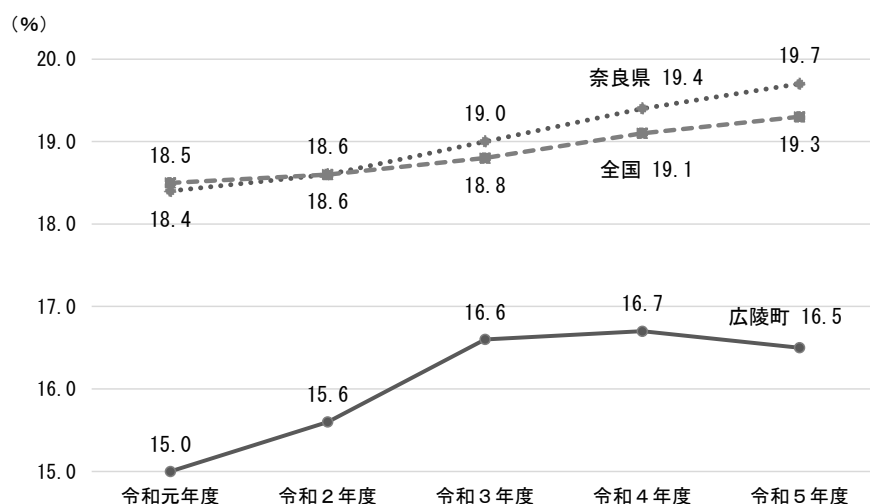
《要支援・要介護認定者数の推移》



資料：介護保険事業状況報告（令和４年度まで年報、令和５年度は７月月報）

本町の要支援・要介護認定率（第１号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は上昇傾向にあるものの、国や県に比べて低い水準で推移しています。

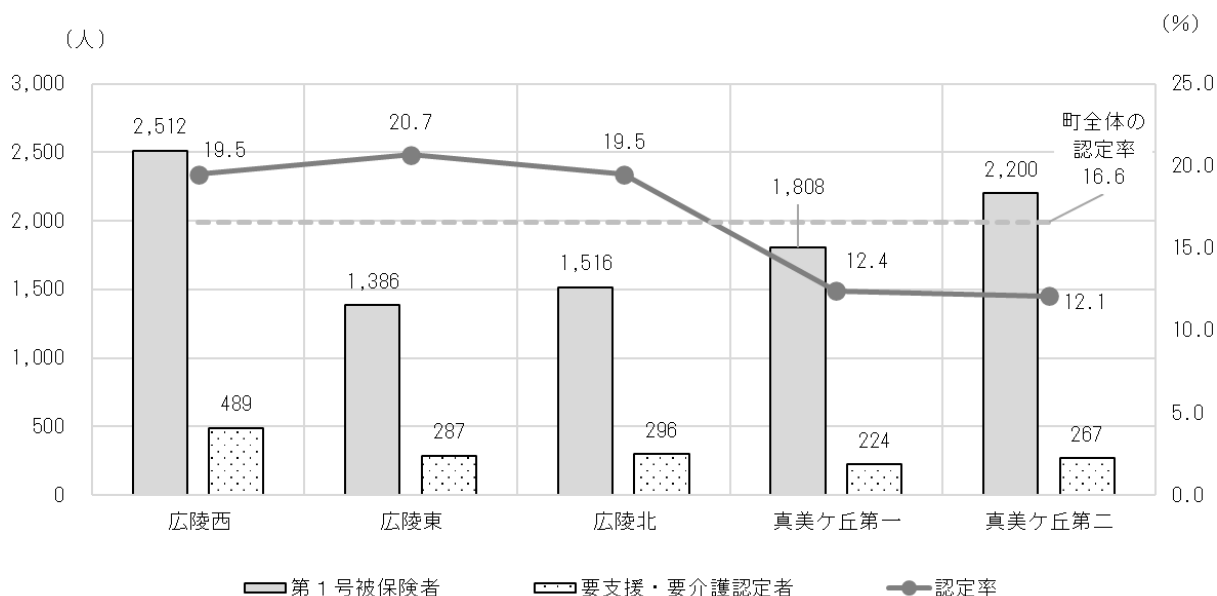
《認定率の推移》



資料：介護保険事業状況報告（令和４年度まで年報、令和５年度は８月月報）

小学校区別の要支援・要介護認定者・認定率をみると、認定率は広陵東小学校区で最も高く、真美ヶ丘第二小学校区で最も低くなっています。認定率は、在来地域で町全体の認定率16.6%を上回り、真美ヶ丘地域では下回るという地域性がみられます。

《小学校区別の認定者等・認定率の比較》



資料：介護福祉課（令和5年7月末）

（3）認知症対策の状況

国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を平成27年に策定しました。

令和4年12月には認知症施策推進大綱の中間評価が行われ、認知症サポーターの育成や認知症カフェの普及、認知症初期集中支援チームの設置などの成果が報告されました。

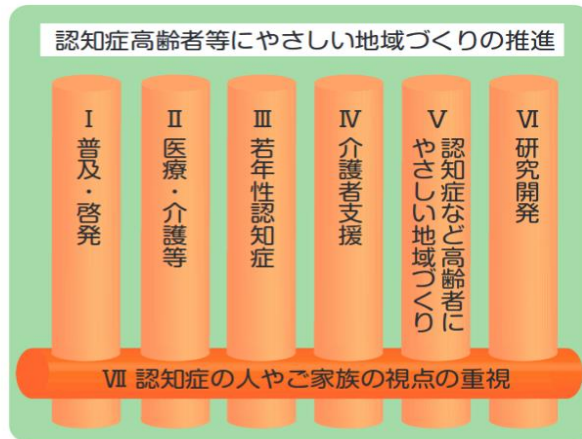
また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策の総合的な推進に関する基本的な事項や国や地方公共団体の責務などが定められました。

本町においても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、専門職が認知症の人及びその家族の自宅を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など初期にかかわり、早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

また、認知症について気軽に相談できる場所のひとつとして、図書館に相談窓口を開設しています。

そして、今後、認知症の人がいきいきと活動でき、認知症になっても希望を持って暮らしていけることを発信できる場所として、認知症カフェを開催しています。

《新オレンジプランの7つの柱》



「Ⅶ認知症の人やご家族の視点の重視」は、他の6つの柱に共通するプラン全体の理念でもあります。



《認知症対策の状況》

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	
認知症サポーター養成講座、キッズサポーター養成講座	
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	
認知症相談窓口の設置	・図書館に設置 ・個別のケース相談＜認知症初期集中支援チーム＞
認知症初期集中支援チームの設置	・個別ケースの相談、訪問、受診、入院 ＜ハートランドしぎさん（専門医・専門職）・地域包括支援センター・行政＞
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
認知症カフェの開催	・エリシオン真美ヶ丘 ・おきなのだ ・大和園 ・オレンジカフェ こすもす ・信和会
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
徘徊SOSネットワーク事業	
認知症の人やその家族の視点重視	
認知症カフェにおける役割・生きがいづくり	

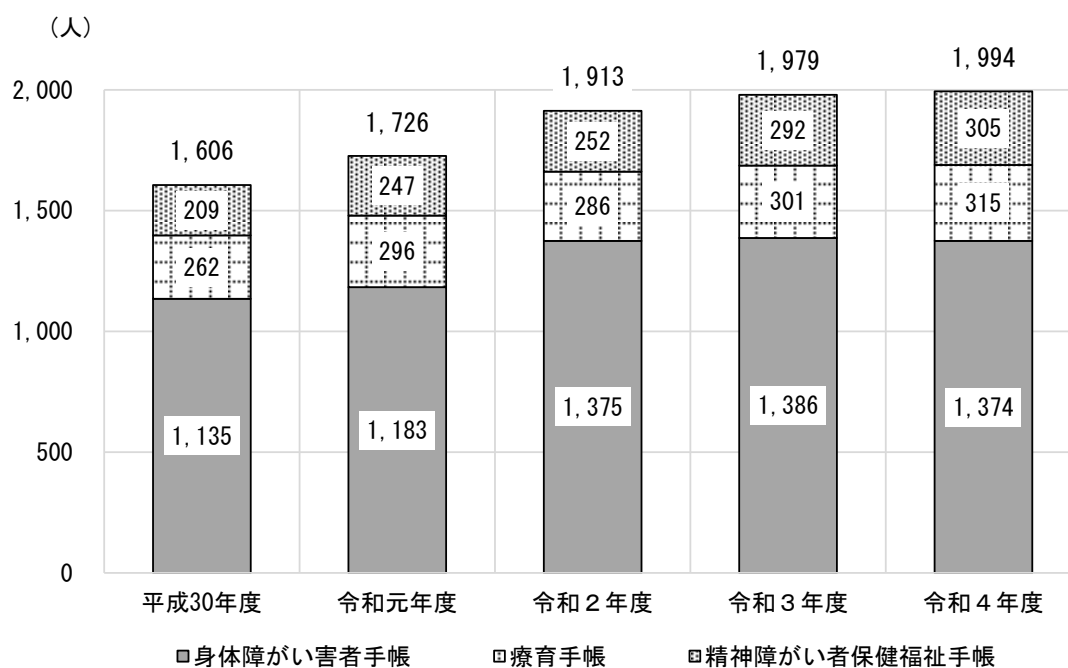
3. 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

すべての障がいにおいて手帳所持者数は平成30年度から増加しています。

ここ5年間で、身体障がい者手帳所持者は239人、療育手帳所持者は53人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は96人増加しており、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者の増加が顕著となっています。

《手帳所持者数の推移》



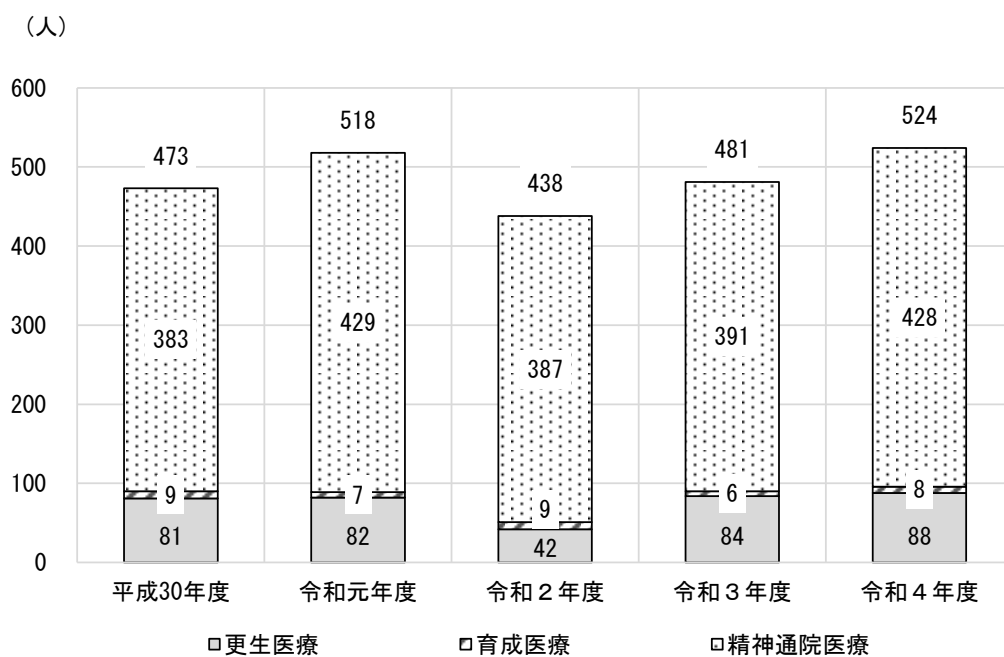
資料：社会福祉課（各年度3月末）

（２）自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

受給者数は全体で 500 人前後で推移しており、そのうち、精神通院医療受給者が 80%以上を占めています。

《自立支援医療受給者数の推移》



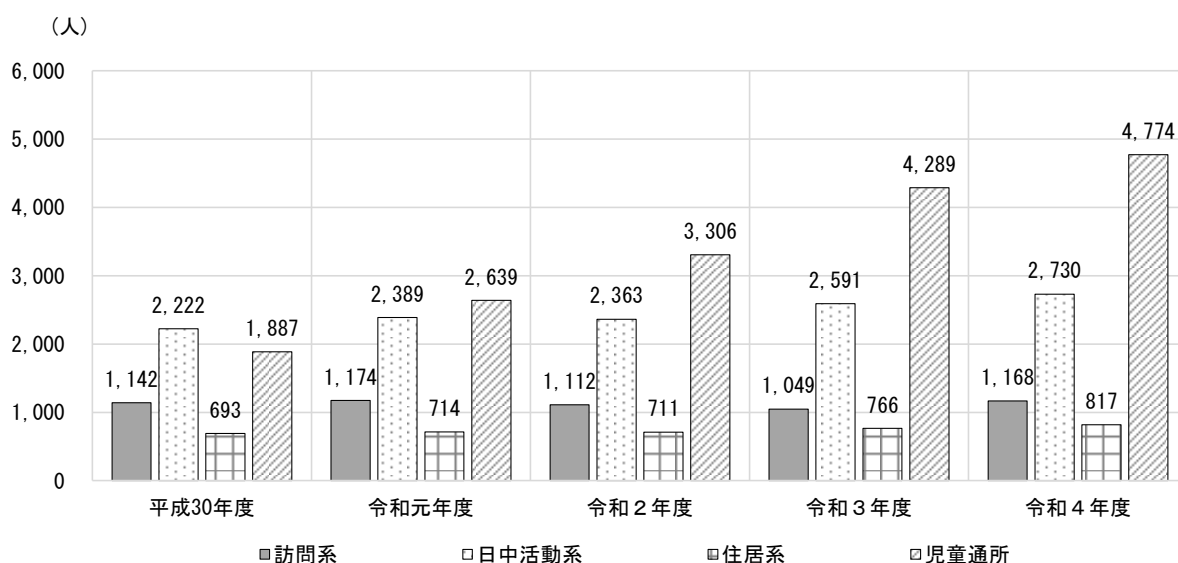
資料：社会福祉課（各年度3月末）

（３）障がい福祉サービスの利用件数の推移

障がい者・障がい児の福祉サービスの利用件数は、児童通所（障がい児の通所サービス）が年々増加する傾向にあります。

障がい者が利用するサービスでは、生活介護や就労支援など日中活動系のサービス利用が多く、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で令和２年と令和３年は横ばいで推移したものの、令和４年度に再び増加しています。

《障がい福祉サービスの利用状況》



資料：社会福祉課（各年度３月末）

（４）障がい者福祉の状況

本町では、障がいのある人もない人も、すべての人がふれあい、支え合いながら地域の中で共に暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現を目指して取り組んでいます。

障がい者の日常生活を支えるための福祉サービスの提供をはじめ、身体・療育・精神の障がいごとの相談支援体制に加え、平成 30 年度からは児童に関する相談にも対応できるよう、体制を整えました。

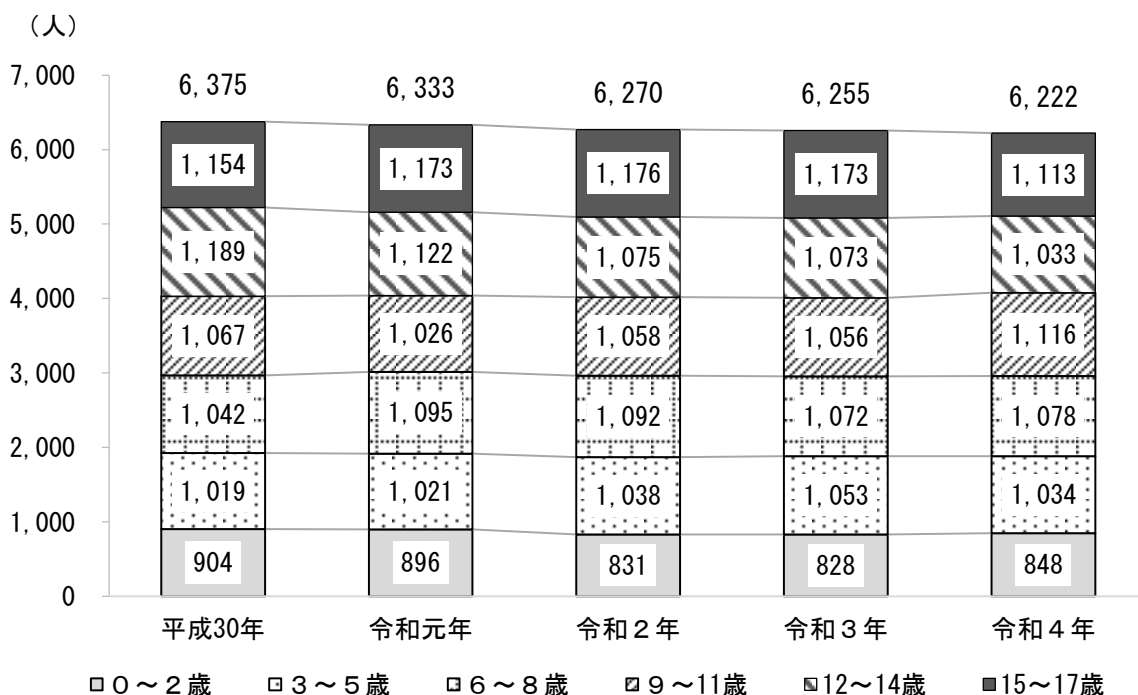
また、障がい者に対する理解啓発を進めるという観点から、町内の障がい福祉サービス事業所と連携し、各事業所でつくられた授産品をさわやかホールで販売したり、スーパー等購買店に商品を陳列したりするなど、障がい者の自立を支援する取り組みを進めています。

4. 子ども・子育て支援の状況

(1) 児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）は平成30年の6,375人から、年々、少しずつ減少傾向にあります。0～11歳については微増している傾向もみられます。

《児童人口の推移》

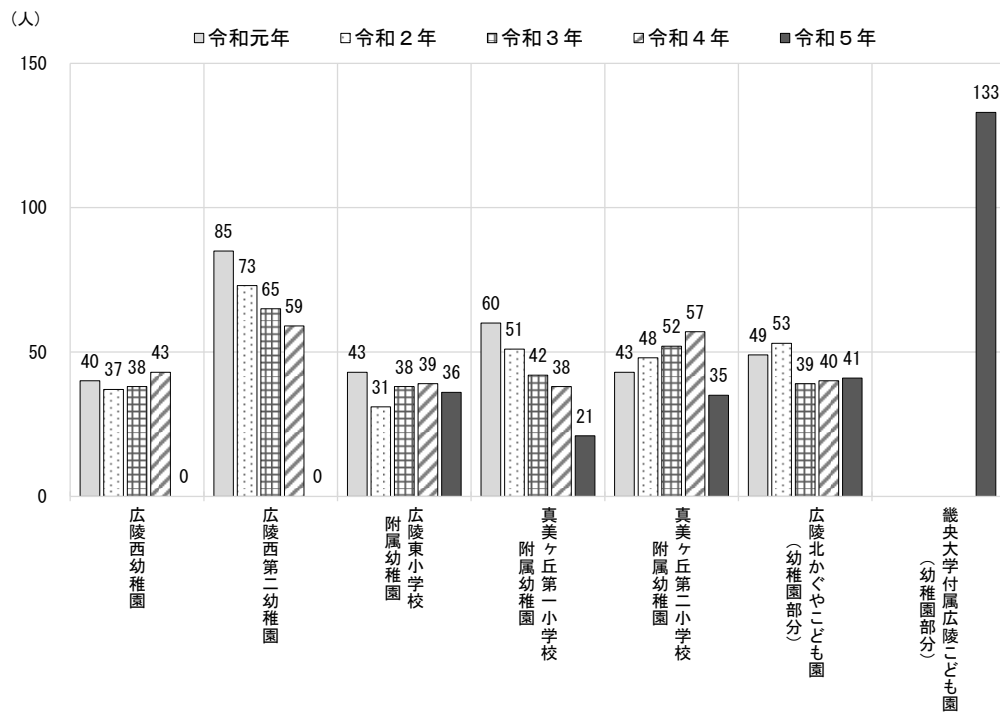


資料：住民基本台帳（各年9月末）

教育・保育施設に在園する児童の推移について、種別・園別ごとにみると、幼稚園・こども園（幼稚園部分）では、令和5年4月に新規開園した畿央大学付属広陵こども園（幼稚園部分）が133人で最も多くなっています。

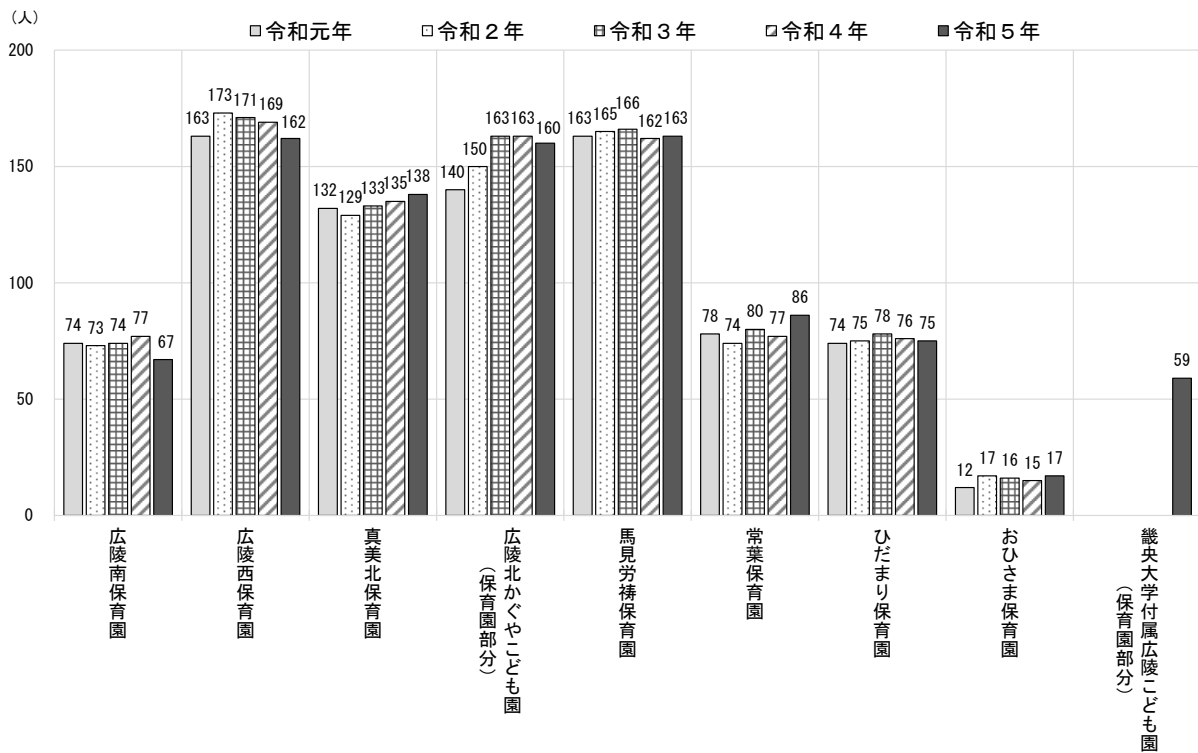
保育園・こども園（保育園部分）では、令和5年現在、馬見労務保育園、広陵西保育園、広陵北かぐやこども園（保育園部分）の3園が160人台と多い状況です。

《幼稚園・こども園（幼稚園部分）の園児数の推移》



資料：こども課調べ（各年4月1日現在）

《保育園・こども園（保育園部分）の園児数の推移》

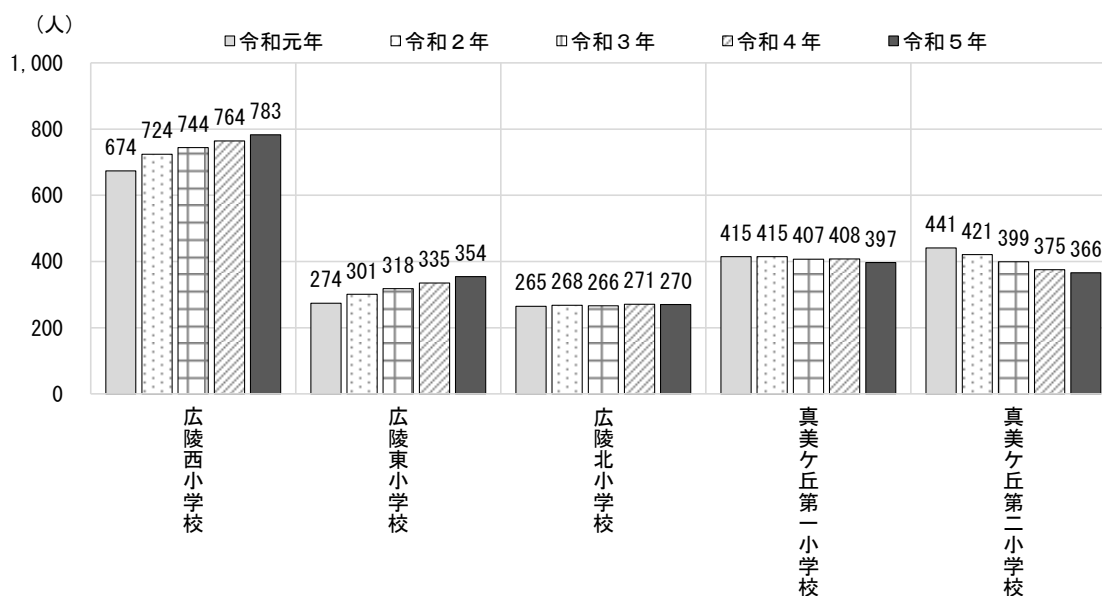


資料：こども課調べ（各年4月1日現在）

校区別にみると、人口が増えている広陵西小学校区と広陵東小学校区では児童数も増加しています。

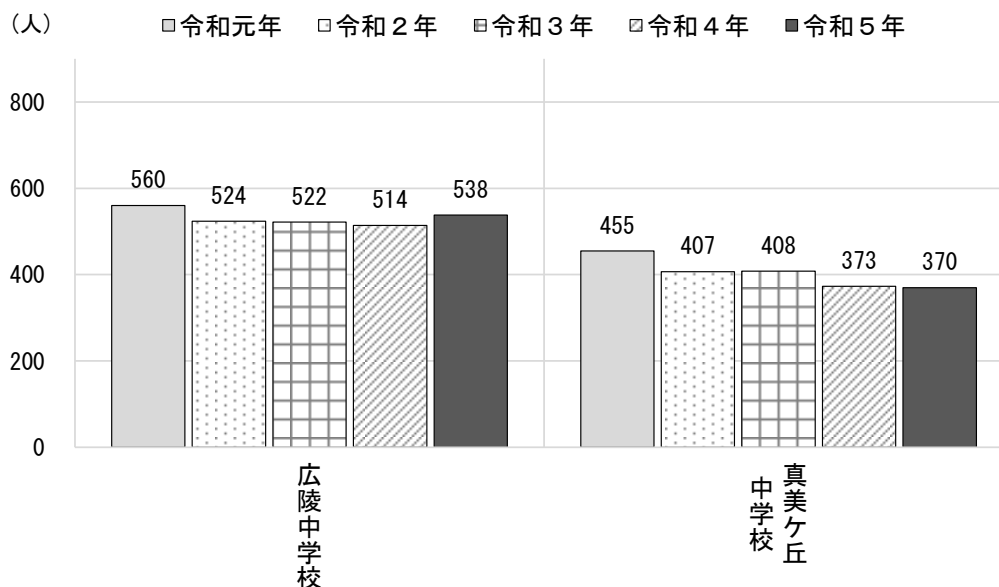
中学校では、この2つの小学校区がある広陵中学校は令和4年まで減少していましたが、令和5年から増加しています。

《小学校児童数の推移》



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

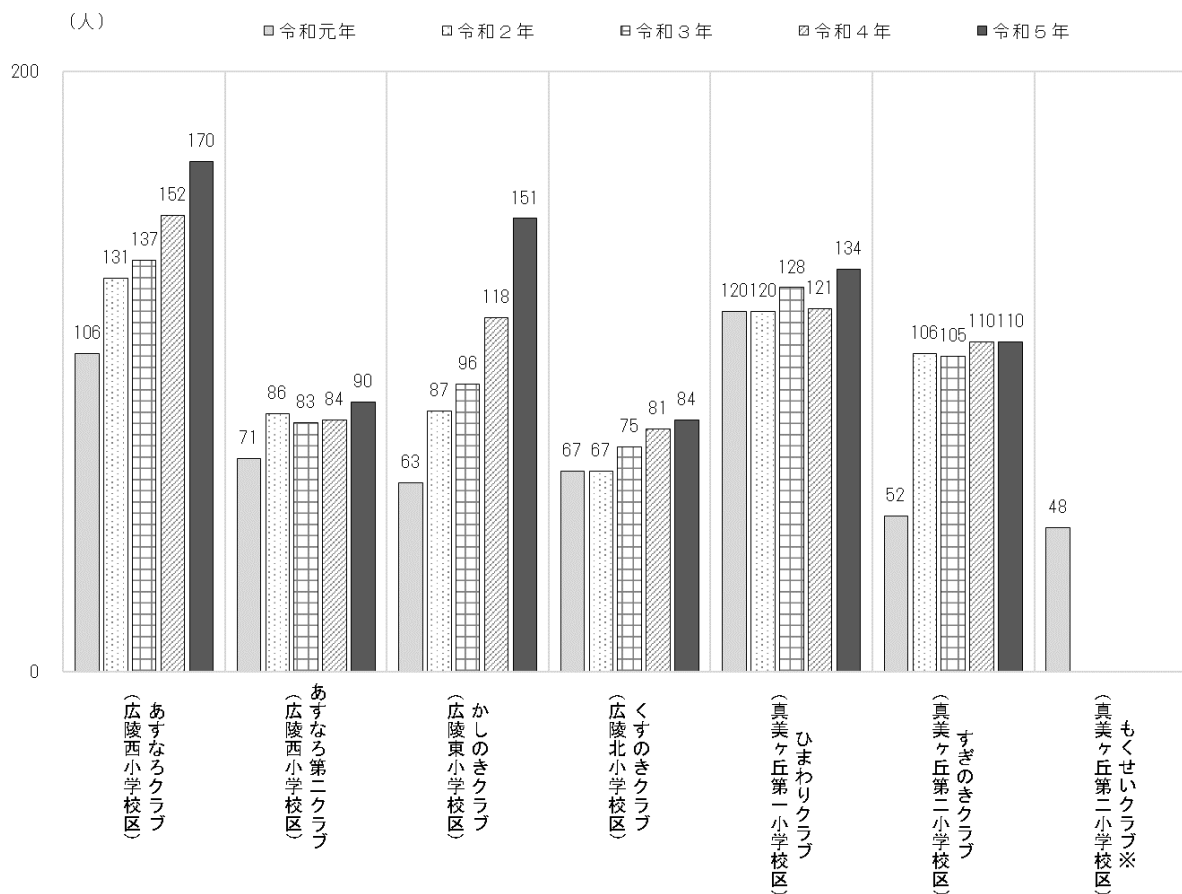
《中学校生徒数の推移》



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

放課後子ども育成教室（放課後児童クラブ）の利用人数は、すべてのクラブで増加する傾向となっています。

《放課後子ども育成教室（放課後児童クラブ）の利用状況》

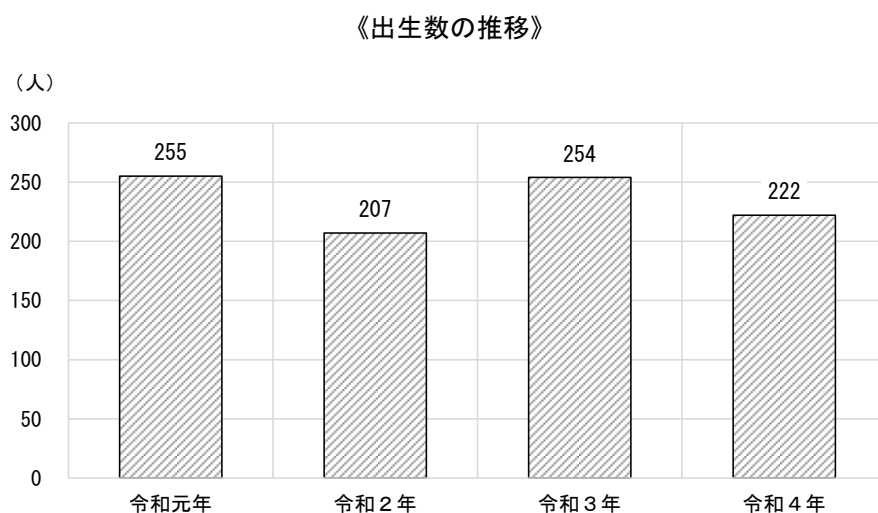


※もくせいクラブは令和2年度から、すぎのきクラブに統合

資料：こども課調べ（各年4月登録者数）

（２）出生数の推移

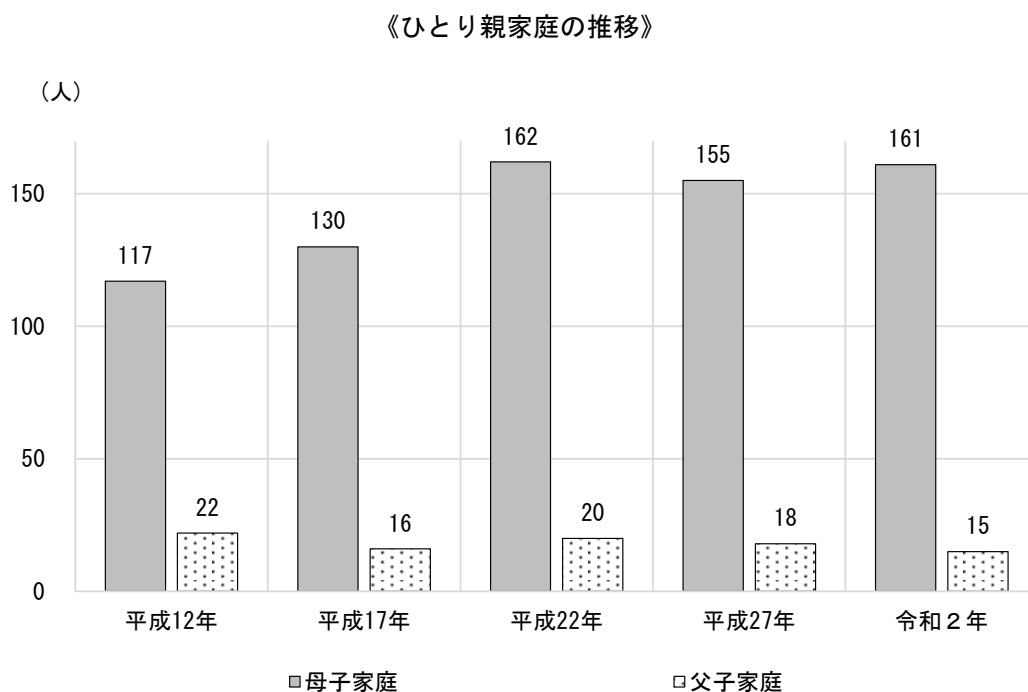
本町の出生数の推移をみると、年によって増減していますが、年間 200 人から 250 人程度で推移しています。



資料：住民基本台帳

（３）ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成 22 年から 160 世帯前後、父子家庭は平成 12 年から 20 世帯前後であり、近年は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

(4) 子育て支援サービスの状況

町内には保育所が6か所、認定こども園が2か所、小規模保育所が1か所あり、そのすべてで生後6か月からの0歳児保育を実施しています。また、そのうちの4か所で一時保育を、1か所で病後児保育を実施しています。

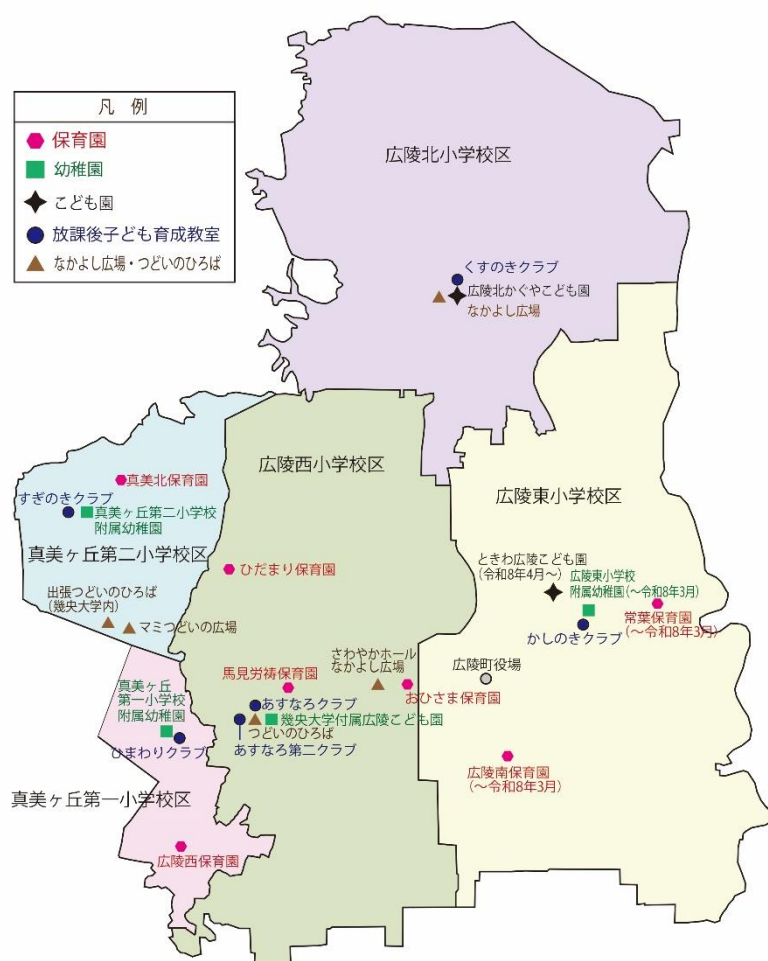
また、幼稚園は町内に3か所あります。

広陵東小学校区では令和8年4月に、保育所2か所と幼稚園1か所を統合し、認定こども園「ときわ広陵こども園」が開園する予定です。

地域子育て支援拠点事業としては、広陵町で「なかよし広場」「畿央大学付属広陵こども園 つどいのひろば」を開催するほか、香芝市と連携して「マミつどいの広場」を開催しています。

小学生に対しては、すべての小学校区で合計6クラブの放課後子ども育成教室を実施しています。

《子育て関連施設等の状況》



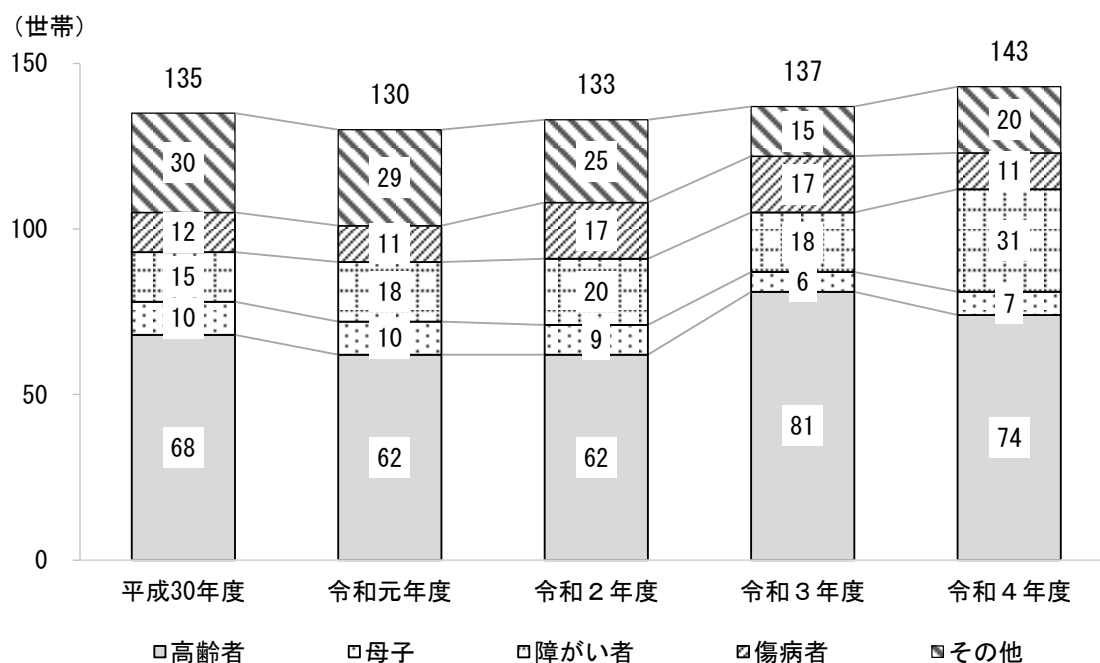
5. 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成30年度から140世帯前後であり、ほぼ横ばいで推移しています。

受給世帯の構成では高齢者世帯が多く、次いで障がい者世帯が多くなっています。

《生活保護受給世帯数の推移》



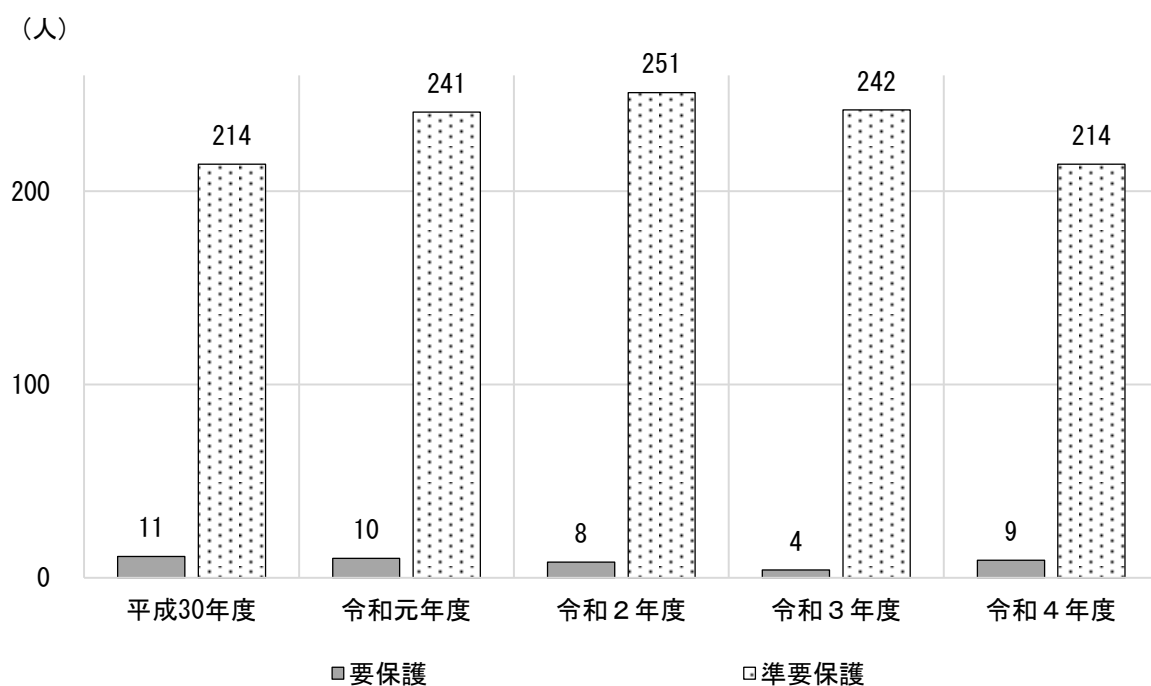
資料：人口動態統計特殊報告

（２）要保護・準要保護児童・生徒数の推移

要保護とは経済的に困窮し保護が必要な世帯を、準要保護とは要保護に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯をいいます。

準要保護の児童・生徒数は、令和２年度まで増加していましたが、令和３年度から減少しています。

《要保護・準要保護児童数の推移》



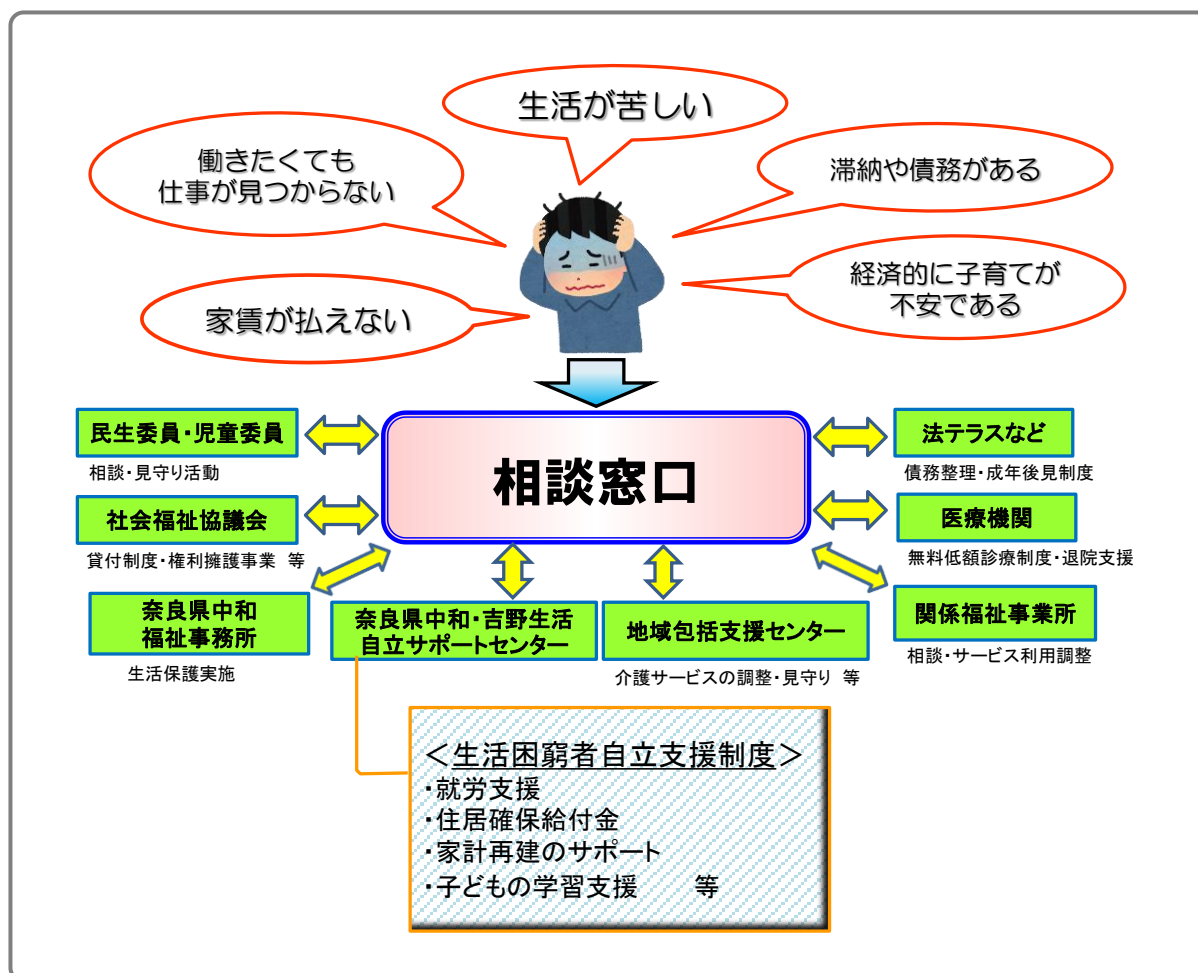
資料：学校支援課（各年度３月末）

（３）生活困窮者支援の状況

町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない、債務があるなどの理由で困窮している方からの相談に対しては、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターをはじめ、就労支援機関や法律相談窓口、医療機関など、必要な機関と連携し、情報提供及び包括的な助言、相談支援を行うなど、相談者に寄り添った支援につなげています。

《生活困窮者自立相談支援のイメージ》



6. 地域活動に関する状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。令和5年4月現在、各地域を担当する55人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は3人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や虐待に対する地域での見守り、児童健全育成活動に取り組んでいます。

《民生委員・児童委員の役割》

それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当小学校区を単位として、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

(2) 地域福祉委員

地域福祉委員は、広陵町社会福祉協議会会長から委嘱され、自治会や区内での福祉の問題（困りごと）への見守りや声かけ、相談対応をしながら早期発見する「地域のアンテナ」役です。支援を必要とする方に対して近所の良き相談相手になるとともに、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、近隣住民に働きかけ、発見した困りごとの解決に向けて共に取り組み、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役を果たしています。令和5年4月現在、21人の地域福祉委員が各地区で活動しています。

《地域福祉委員の役割》

- ①福祉問題の発見
- ②近隣の当事者をつなげる
- ③近隣の協力者（ボランティア）の開拓
- ④当事者の仲間づくりと声の引き出し
- ⑤民生委員・児童委員との連携
- ⑥福祉情報の伝達

(3) ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な場所（地区公民館や集会所等）で、社会福祉協議会とボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動です。

令和5年11月末現在、各地域で29のサロンが開催されています。

《ふれあい・いきいきサロンの主な催し》

茶話会、健康体操、合唱・カラオケ、料理・お菓子づくり、講座・勉強会、季節のイベントなど

《ふれあい・いきいきサロンの状況》

小学校区	サロン名	小学校区	サロン名
広陵西	六道山なごみ会	広陵東	なごみ会
	ふきのとう		萩の里
	いきいきサロン・タイム		いきいきサロン・ひまわり
広陵北	なでしこ弁財天		おしゃべりサロン南郷
	萱野なごみ会		幸サロン
	集いの会 沢		みんな元気にいこう会 杉の木会
	ハナミズキ		みんな元気にいこう会 林口会
	サロン福寿草		いきいきサロン今市
	寺戸ちょっとサロン		湊口ふれあい・いきいきサロン
真美一	ふれあい喫茶	真美二	古寺きずな会
	馬見南4丁目ふれあい茶話会		馬見北六丁目ふれあい喫茶
	ワンハートの会		北2ふれあい・いきいきサロン
	馬見第一いきいきサロン「クローバー」		スマイル
限定なし	バーバラ珈琲の会		かがやきの会
	はしお元気村のかぐや姫たち		

(4) ボランティア

広陵町社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターには、令和5年11月末日現在、44団体793人、個人7人が登録しています。

ボランティア活動の拠点であるボランティアセンターでは、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供を行うほか、様々な福祉活動への理解と参加も促進してきました。地域子育て支援拠点事業では、社会福祉協議会の登録ボランティアの参加・協力が得られています。

《登録ボランティア団体の状況》

子育て・子ども向け	おはなしポケット	高齢者向け	オレンジカフェ こすもす
	おはなしぽけっけプチトマト		傾聴ボランティア「かぐや」
	NPO法人家族・子育てを応援する会		手風琴（てふうきん）
	北2見守隊		バーバラ珈琲の会
	読み語りのグリーングラス		ひまわりの会
	ボランティアグループ こうふくかん		広陵町介護予防リーダーKEEPの会
	広陵いちご食堂		風の彩 Kaze no iro
	広陵遊笑会		外出支援センター・奈良
	親子リズム スイートピー	その他	馬見南5丁目ちょっとお助け隊
	NPO法人 つくし野会		男の手料理
	ひとやすみ食堂		馬見北9丁目自主防災会
	保育サポートほっとハウス		お助け隊 九鍊者
	まみおはなしろうそくの会		クローバーの会
	人形劇 マリベルナール		手話サークルみどりの会
	大和たけのこ寺子屋		コスモス会
	広陵町学校支援地域本部		杜鵑草（ほととぎす）
	広陵町こども園見守りグループ		Yasmeen（ヤスミン）
環境・防災関連	うまみラクル～志に学ぶ～		広陵町がん予防推進員
	健楽農業		広陵町更生保護女性会
	NPO法人「創」の会		広陵町赤十字奉仕団
	花いっぱいクラブ		広陵町文化財ガイドの会
	ワンダフルな街を創る会		広陵町民生委員・児童委員協議会
	広陵町防災士ネットワーク		

第3章 住民・関係団体等の意見・提言

1. 住民アンケート調査結果概要

第2期広陵町地域福祉計画と本計画の策定にあたって、住民アンケート調査を実施しました。調査結果のうち、地域活動等に関する主な設問の回答結果は次のとおりです。

《実施概要》

18歳以上の住民から無作為に抽出した2,000人に対して、アンケート調査を実施し、地域福祉に関する意識や現状について把握しました。

調査期間：令和5年8月25日～9月11日

配 付：2,000票

回 答：769票（38.5%）

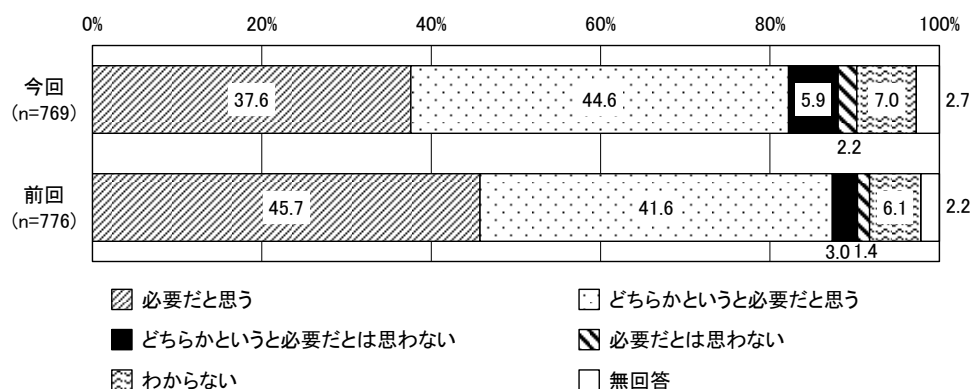
※アンケート調査結果の留意点

- ・端数処理のため%の合計が100%を前後する場合があります。
- ・複数回答の設問は1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は一部簡略化しています。
- ・平成30年の住民アンケート調査（以下「前回」という）と同じ設問は比較結果を記載しています。

（1）地域での支え合いについて

①支え合い、助け合いの必要性

地域住民が自主的に支え合い、助け合う関係について、『必要』（「必要だと思う」と「どちらかという必要だと思う」を合わせた割合）と答えた方は82.2%であり、前回87.3%から減少しています。



居住地区別に『必要』の割合をみると、すべての地区で70%を超えています。

		n数	必要だ と思う	どちら かとい うと必 要だと 思う	どちら かとい うと必 要だと は思わ ない	必要だ とは思 わない	わか らない	無回答	『必要』	『不要』
居住地域	広陵西小学校区	197	38.6%	44.7%	6.1%	2.0%	7.6%	1.0%	83.3%	8.1%
	広陵東小学校区	100	41.0%	43.0%	5.0%	2.0%	7.0%	2.0%	84.0%	7.0%
	広陵北小学校区	105	43.8%	45.7%	1.9%	1.0%	5.7%	1.9%	89.5%	2.9%
	真美ヶ丘第一小学校区	148	35.1%	45.9%	2.7%	2.0%	10.1%	4.1%	81.0%	4.7%
	真美ヶ丘第二小学校区	209	34.0%	43.5%	10.5%	2.9%	5.3%	3.8%	77.5%	13.4%

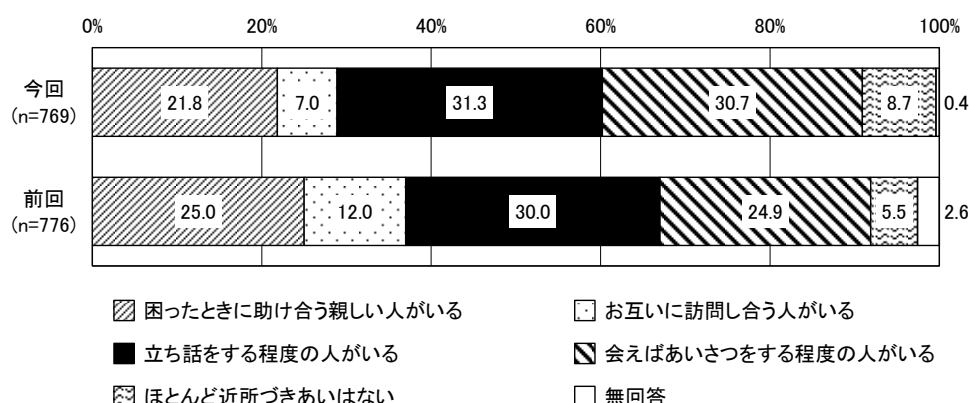
※『必要』は、「必要だと思う」と「どちらかという必要だと思う」を合わせた割合

『不要』は、「必要だと思わない」と「どちらかという必要だとは思わない」を合わせた割合

②ご近所との関係

「立ち話をする程度の人がある」が31.3%と最も多く、次いで「会えばあいさつをする程度の人がある」が30.7%、「困ったときに助け合う親しい人がある」が21.8%と続いています。

『つきあいがあまりない』（「ほとんど近所づきあいはない」と「会えばあいさつをする程度の人がある」を合わせた割合）は39.4%であり、前回30.4%から増加しています。



居住地区別で『つきあいがあまりない』の割合をみると、真美ヶ丘第二小学校区(45.9%)で比較的多くなっています。

		n数	困った ときに 助け合 う親し い人が いる	お互 いに訪 問し合 う人が いる	立ち 話を する 程度 の人が いる	会え ばあ いさ つを する 程度 の人が いる	ほと んど 近所 づき あい はな い	無回答	『つき あいが あまり ない』
居住地域	広陵西小学校区	197	22.8%	9.1%	27.9%	28.9%	10.7%	0.5%	39.6%
	広陵東小学校区	100	26.0%	5.0%	31.0%	30.0%	8.0%	0.0%	38.0%
	広陵北小学校区	105	28.6%	10.5%	35.2%	19.0%	6.7%	0.0%	25.7%
	真美ヶ丘第一小学校区	148	21.6%	7.4%	29.7%	32.4%	8.8%	0.0%	41.2%
	真美ヶ丘第二小学校区	209	15.8%	3.8%	33.5%	37.3%	8.6%	1.0%	45.9%

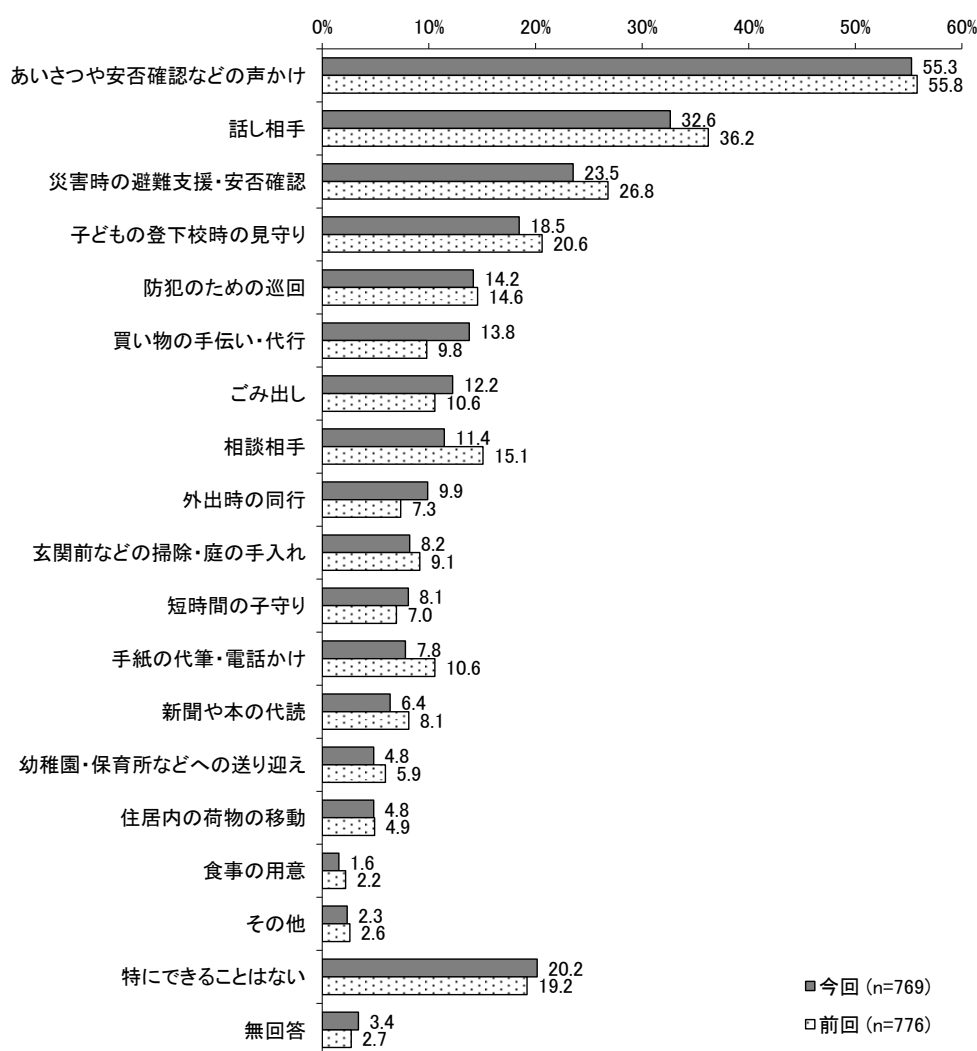
※網掛け:各分類層での第1位回答

※『つきあいがあまりない』は、「ほとんど近所づきあいはない」と「会えばあいさつをする程度の人がある」を合わせた割合

③近所で支援や協力できること

「あいさつや安否確認などの声かけ」が55.3%と最も多く、次いで「話し相手」が32.6%、「災害時の避難支援・安否確認」が23.5%、「子どもの登下校時の見守り」が18.5%、「防犯のための巡回」が14.2%と続いています。

前回と比べて、上位に挙げられている項目に変化はみられませんが、「買い物の手伝い・代行」(今回：13.8%、前回：9.8%)がやや増加しています。



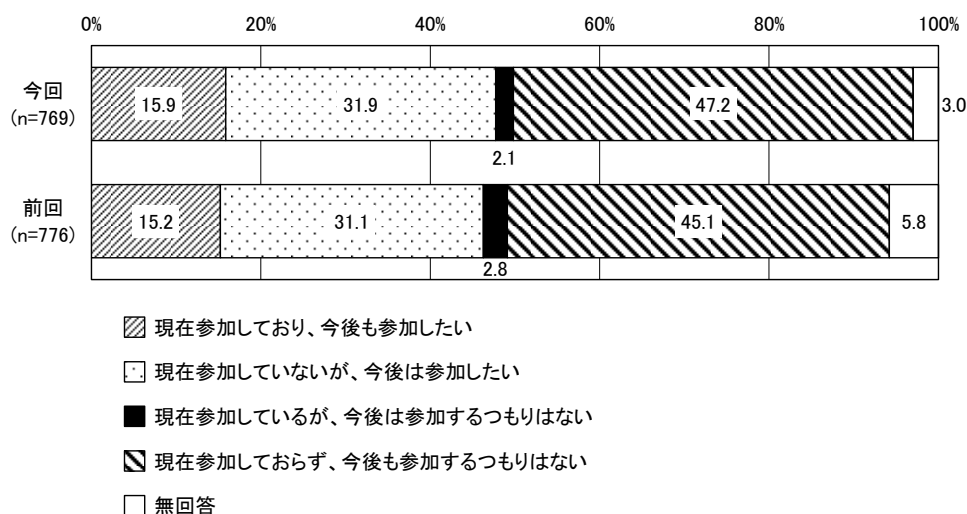
(2) ボランティア活動について

①ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向

『参加状況（現在参加している）』（「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」を合わせた割合）が18.0%となっています。

『参加意向（今後参加したい）』（「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加していないが、今後は参加したい」を合わせた割合）が47.8%となっています。

前回と比べて、『参加状況（現在参加している）』は同じ結果（共に18.0%）となっています。また、『参加意向（今後参加したい）』（今回：47.8%、前回：46.3%）はやや増加しています。



居住地区別で『参加意向（今後参加したい）』の割合をみると、広陵北小学校区（54.3%）で比較的多くなっています。

		n数	現在参加しており、今後も参加したい	現在参加していないが、今後は参加したい	現在参加しているが、今後は参加するつもりはない	現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない	無回答	『参加状況（現在参加している）』	『参加意向（今後参加したい）』
居住地域	広陵西小学校区	197	16.8%	27.4%	2.5%	49.7%	3.6%	19.3%	44.2%
	広陵東小学校区	100	22.0%	24.0%	2.0%	48.0%	4.0%	24.0%	46.0%
	広陵北小学校区	105	18.1%	36.2%	1.9%	39.0%	4.8%	20.0%	54.3%
	真美ヶ丘第一小学校区	148	12.2%	37.2%	3.4%	45.9%	1.4%	15.6%	49.4%
	真美ヶ丘第二小学校区	209	13.4%	32.5%	1.0%	50.7%	2.4%	14.4%	45.9%

※『参加状況（現在参加している）』は「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」を合わせた割合

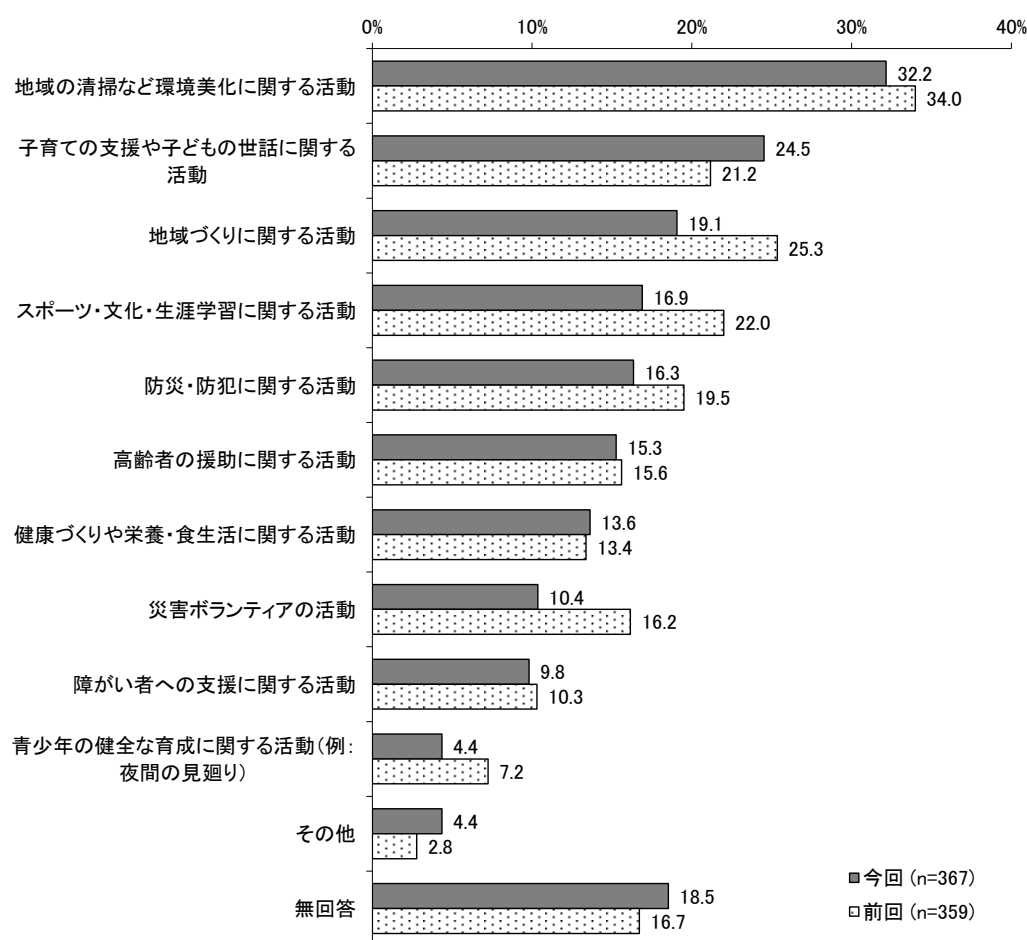
※『参加意向（今後参加したい）』は「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加していないが、今後は参加したい」を合わせた割合

②参加している活動

※①ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向で『参加したい』方のみ回答

「地域の清掃など環境美化に関する活動」が32.2%と最も多く、次いで「子育ての支援や子どもの世話に関する活動」が24.5%、「地域づくりに関する活動」が19.1%、「スポーツ・文化・生涯学習に関する活動」が16.9%、「防災・防犯に関する活動」が16.3%と続いています。

前回と比べて、上位に挙げられている項目に変化はみられませんが、「子育ての支援や子どもの世話に関する活動」の割合（今回：24.5%、前回：21.2%）がやや増え、「地域づくりに関する活動」の割合（今回：19.1%、前回：25.3%）が減少しています。

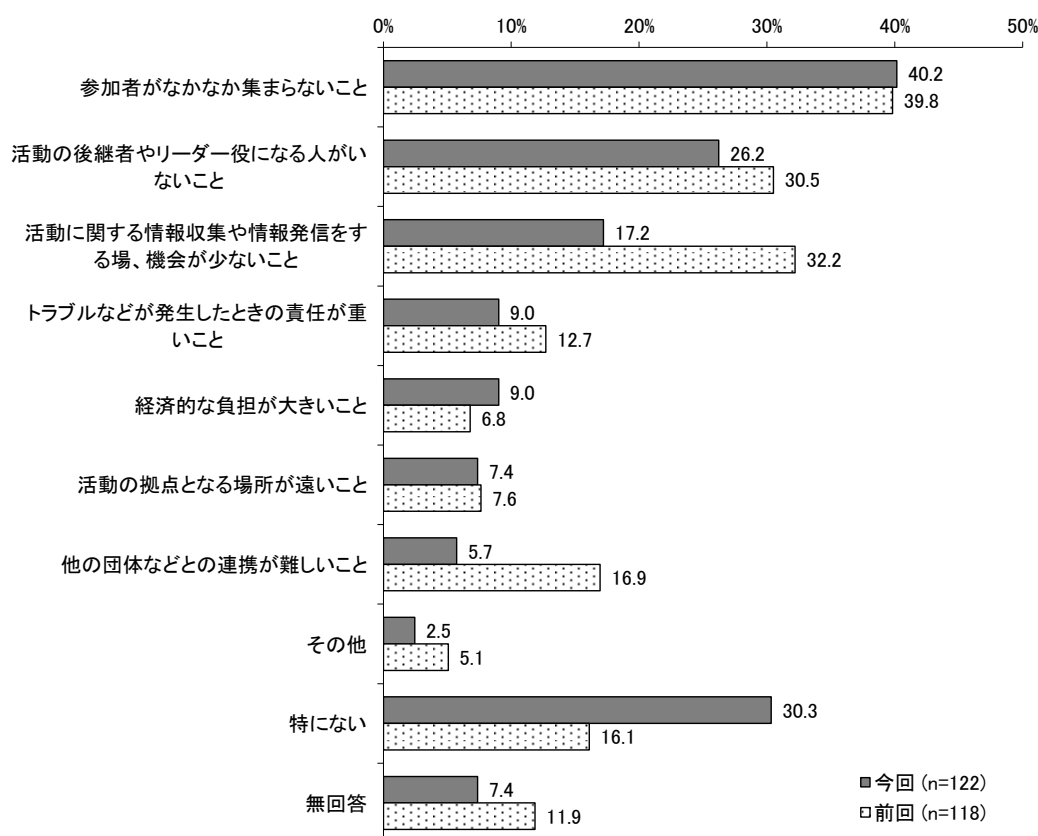


③改善が必要なこと

※①ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向で「参加しており、今後も参加したい」を選択した方のみ回答

「参加者がなかなか集まらないこと」が40.2%と最も多く、次いで「特にない」が30.3%、「活動の後継者やリーダー役になる人がいないこと」が26.2%、「活動に関する情報収集や情報発信をする場、機会が少ないこと」が17.2%と続いています。

前回と比べて、「活動に関する情報収集や情報発信をする場、機会が少ないこと」の割合（今回：17.2%、前回：32.2%）が減少しています。

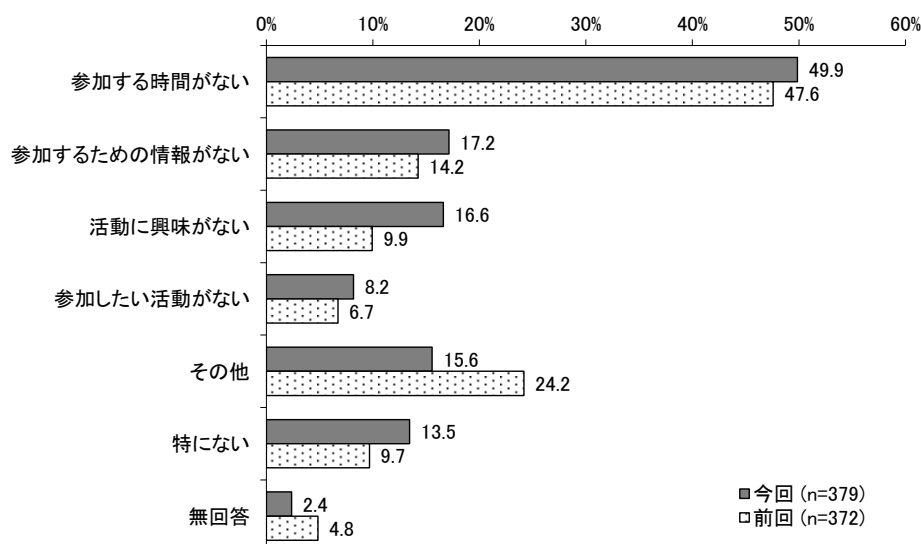


④参加しない理由

※①ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向で「参加しているが、今後は参加しない」又は「参加しておらず、今後も参加しない」を選択した方のみ回答

「参加する時間がない」が 49.9%と最も多く、次いで「参加するための情報がない」が 17.2%、「活動に興味がない」が 16.6%と続いています。

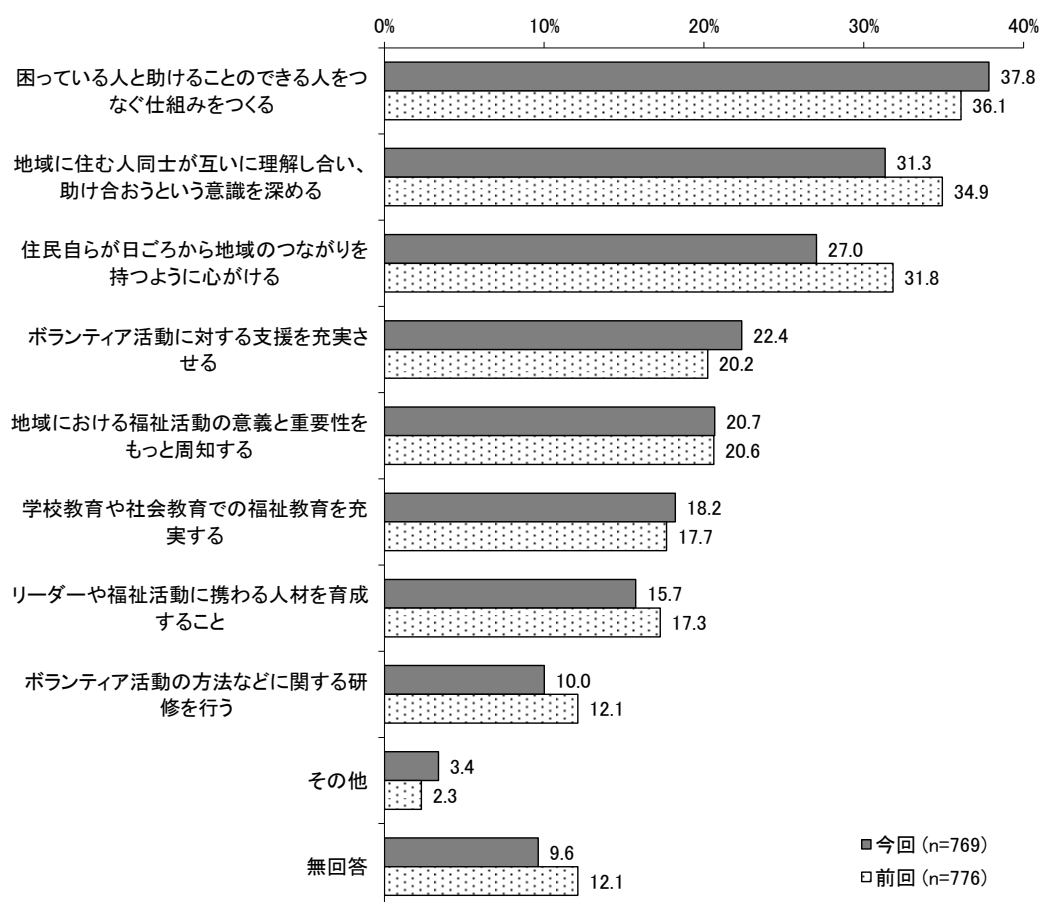
前回と同様に、「参加する時間がない」の割合（今回：49.9%、前回：47.6%）が最も多くなっています。



⑤福祉ボランティア普及に必要なこと

「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みをつくる」が37.8%と最も多く、次いで「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が31.3%、「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つように心がける」が27.0%と続いています。

前回と比べて、「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つように心がける」の割合（今回：27.0%、前回：31.8%）が減少しています。

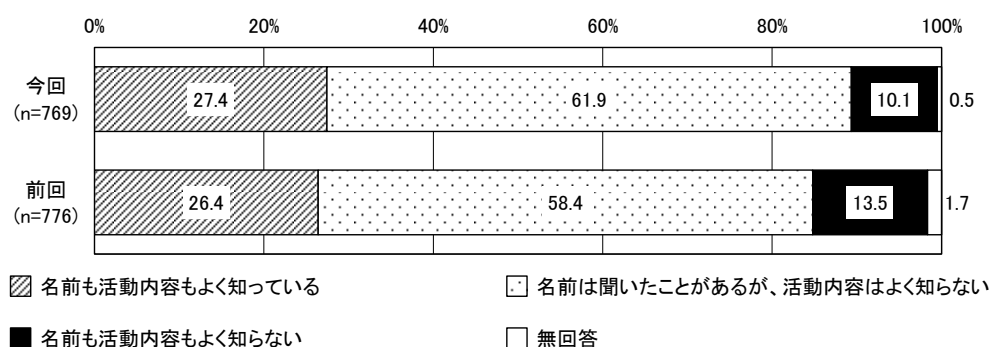


(3) 地域福祉にかかわる団体等について

① 民生委員・児童委員の認知度

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が 61.9%と最も多く、次いで「名前も活動内容もよく知っている」が 27.4%、「名前も活動内容もよく知らない」が 10.1%となっています。

前回と比べて、「民生委員・児童委員」の認知度がやや増加しています。



年齢別でみると、すべての年齢で「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」の割合が最も多くなっています。

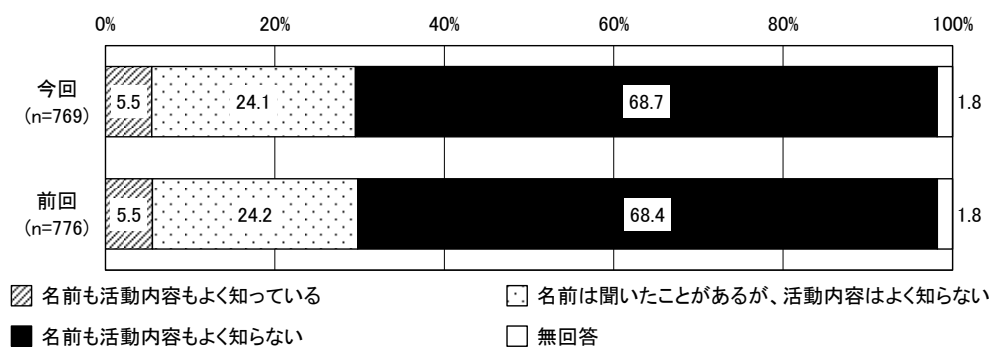
		n数	名前も活動内容もよく知っている	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答
年齢	18～29 歳	60	5.0%	51.7%	41.7%	1.7%
	30～39 歳	83	16.9%	66.3%	16.9%	0.0%
	40～49 歳	105	19.0%	72.4%	8.6%	0.0%
	50～59 歳	131	29.0%	61.1%	9.2%	0.8%
	60～64 歳	74	31.1%	60.8%	8.1%	0.0%
	65～74 歳	212	34.9%	60.8%	4.2%	0.0%
	75 歳以上	95	37.9%	57.9%	2.1%	2.1%

※網掛け：各分類層での第1位回答

②地域福祉委員の認知度

「名前も活動内容もよく知らない」が68.7%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が24.1%、「名前も活動内容もよく知っている」が5.5%となっています。

前回と比べて、「地域福祉委員」の認知度は同じとなっています。



居住地域別でみると、すべての年齢で「名前も活動内容もよく知らない」の割合が最も多くなっています。

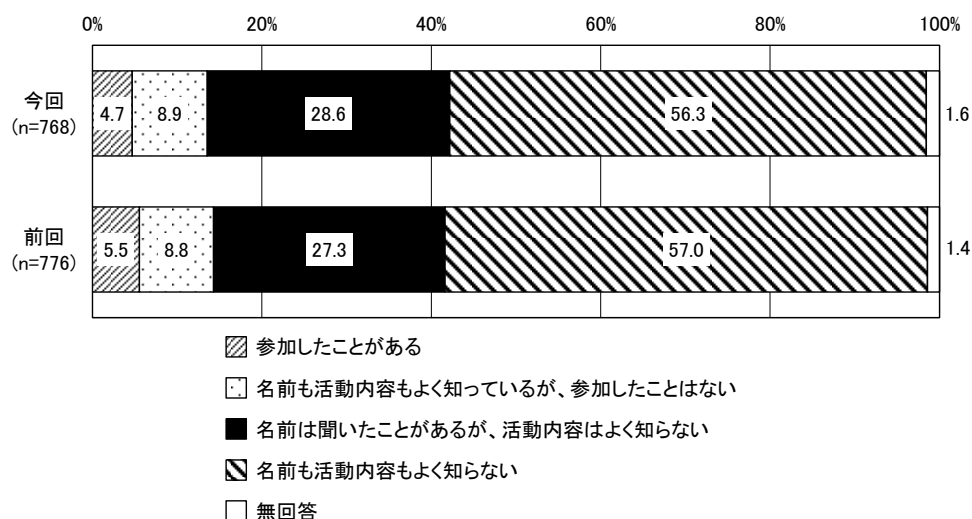
		n数	名前も活動内容もよく知っている	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答
居住地域	広陵西小学校区	197	6.1%	26.4%	65.5%	2.0%
	広陵東小学校区	100	6.0%	27.0%	66.0%	1.0%
	広陵北小学校区	105	6.7%	27.6%	63.8%	1.9%
	真美ヶ丘第一小学校区	148	6.1%	20.9%	72.3%	0.7%
	真美ヶ丘第二小学校区	209	3.3%	21.5%	72.2%	2.9%

※網掛け：各分類層での第1位回答

③ふれあい・いきいきサロンの認知度

「名前も活動内容もよく知らない」が56.3%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が28.6%、「名前も活動内容もよく知っているが、参加したことはない」が8.9%、「参加したことがある」が4.7%となっています。

前回と比べて、「ふれあい・いきいきサロン」への参加状況はほぼ同じとなっています。



性別でみると、「参加したことがある」の割合は女性が男性に比べて、若干、高くなっています。

年齢別でみると、60歳以上で「参加したことがある」の割合が増加しており、75歳以上では10.5%と他の年齢層と比べて高くなっています。

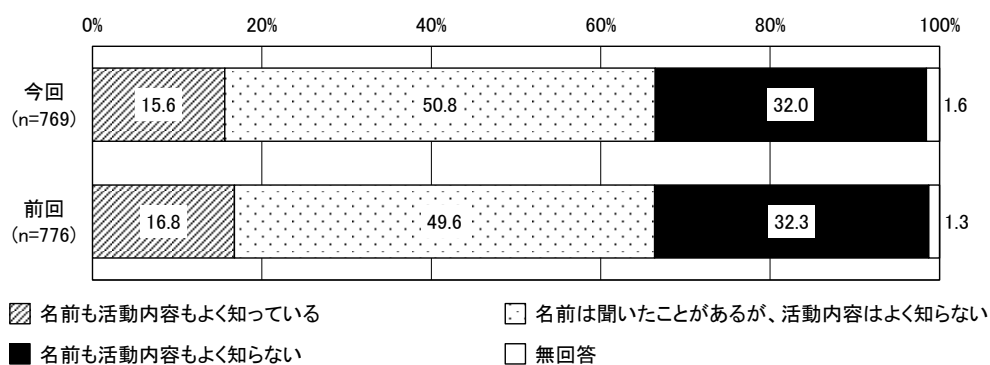
		n数	参加したことがある	名前も活動内容もよく知っているが、参加したことはない	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答
性別	男性	308	2.3%	7.5%	24.4%	64.3%	1.6%
	女性	445	6.1%	9.9%	32.1%	50.3%	1.6%
年齢	18～29歳	60	0.0%	6.7%	16.7%	73.3%	3.3%
	30～39歳	83	0.0%	3.6%	25.3%	69.9%	1.2%
	40～49歳	105	1.9%	6.7%	35.2%	56.2%	0.0%
	50～59歳	130	0.0%	6.9%	32.3%	59.2%	1.5%
	60～64歳	74	5.4%	8.1%	27.0%	56.8%	2.7%
	65～74歳	212	8.5%	11.8%	26.4%	50.9%	2.4%
	75歳以上	95	10.5%	13.7%	32.6%	43.2%	0.0%

※網掛け: 各分類層での第1位回答

④社会福祉協議会の認知度

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が 50.8%と最も多く、次いで「名前も活動内容もよく知らない」が 32.0%、「名前も活動内容もよく知っている」が 15.6%となっています。

前回と比べても、「社会福祉協議会」の認知度はほぼ同じとなっています。



年齢別でみると、「18～29 歳」の層で「名前も活動内容もよく知らない」の占める割合が最も多くなっています。

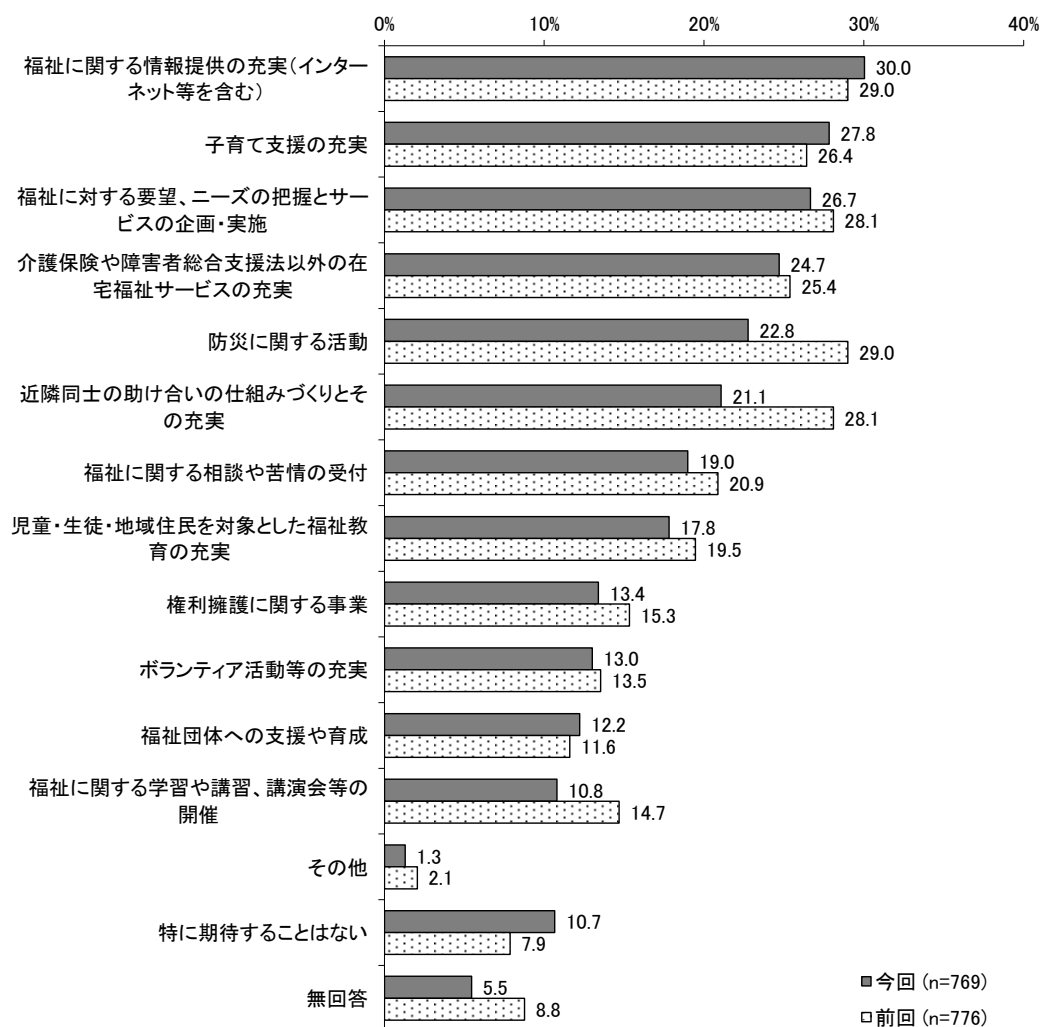
		n数	名前も活動内容もよく知っている	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答
年齢	18～29 歳	60	6.7%	35.0%	55.0%	3.3%
	30～39 歳	83	8.4%	45.8%	43.4%	2.4%
	40～49 歳	105	16.2%	46.7%	37.1%	0.0%
	50～59 歳	131	16.8%	51.1%	31.3%	0.8%
	60～64 歳	74	14.9%	45.9%	36.5%	2.7%
	65～74 歳	212	20.3%	53.8%	23.6%	2.4%
	75 歳以上	95	15.8%	64.2%	20.0%	0.0%

※網掛け:各分類層での第1位回答

⑤社協で今後充実すべき活動

「福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）」が30.0%と最も多く、次いで「子育て支援の充実」が27.8%、「福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施」が26.7%、「介護保険や障がい者総合支援法以外の在宅福祉サービスの充実」が24.7%、「防災に関する活動」が22.8%と続いています。

前回と比べて、「防災に関する活動」の割合（今回：22.8%、前回：29.0%）と「近隣同士の助け合いの仕組みづくりとその充実」の割合（今回：21.1%、前回：28.1%）が減少しています。

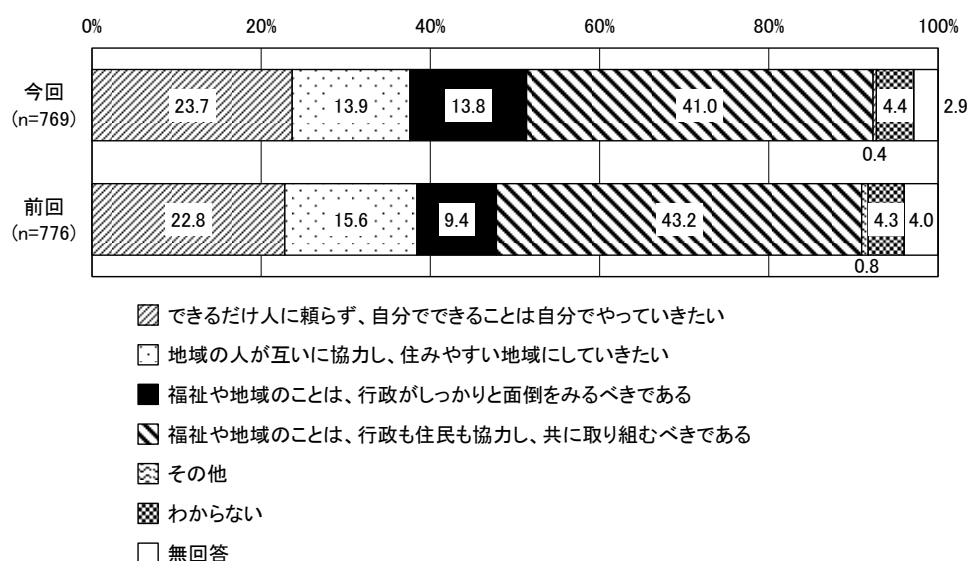


（４）これからの福祉に必要なことについて

①地域福祉を担う主体

「福祉や地域のことは、行政も住民も協力し、共に取り組むべきである」が41.0%と最も多く、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」が23.7%、「地域の人々が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」が13.9%、「福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである」が13.8%と続いています。

前回と比べて、大きな違いはみられませんが、「福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである」の割合（今回：13.8%、前回：9.4%）がやや増加しています。



年齢別でみると、74歳までは「福祉や地域のことは、行政も住民も協力し、共に取り組むべきである」の割合が最も多く、75歳以上は「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」の割合が最も多くなっています。

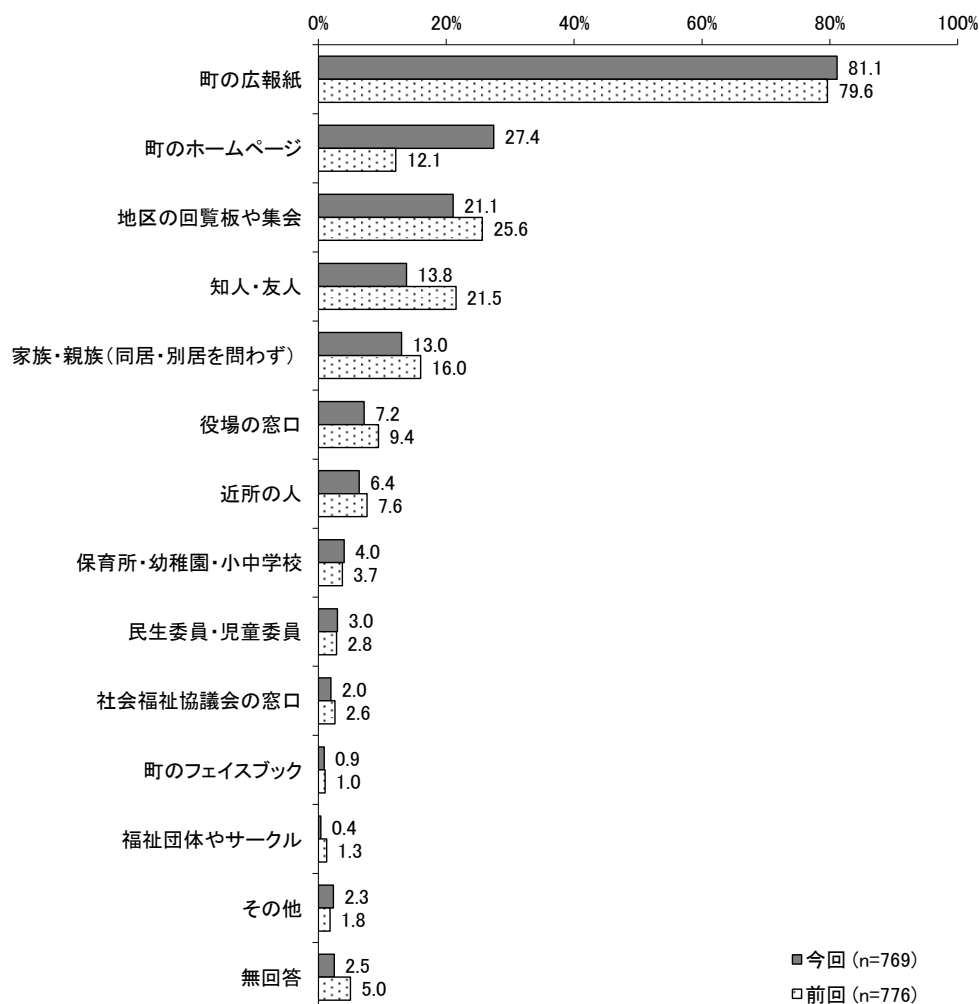
		n数	できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい	地域の人々が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい	福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである	福祉や地域のことは、行政も住民も協力し、共に取り組むべきである	その他	わからない	無回答
年齢	18～29歳	60	15.0%	16.7%	23.3%	33.3%	0.0%	10.0%	1.7%
	30～39歳	83	9.6%	12.0%	26.5%	45.8%	0.0%	3.6%	2.4%
	40～49歳	105	19.0%	9.5%	19.0%	44.8%	0.0%	6.7%	1.0%
	50～59歳	131	19.8%	10.7%	14.5%	50.4%	0.0%	3.8%	0.8%
	60～64歳	74	27.0%	18.9%	8.1%	41.9%	2.7%	0.0%	1.4%
	65～74歳	212	27.8%	16.5%	8.5%	37.7%	0.0%	4.7%	4.7%
	75歳以上	95	41.1%	13.7%	7.4%	28.4%	1.1%	2.1%	6.3%

※網掛け：各分類層での第1位回答

②福祉サービス情報の入手方法

「町の広報紙」が81.1%と最も多く、次いで「町のホームページ」が27.4%、「地区の回覧板や集会」が21.1%、「知人・友人」が13.8%、「家族・親族（同居・別居を問わず）」が13.0%と続いています。

前回と比べて、「町のホームページ」の割合（今回：27.4%、前回：12.1%）が15.3ポイント増加しています。



２．関係団体等アンケート調査結果概要

第２期広陵町地域福祉計画と本計画の策定にあたって、関係団体等アンケート調査を実施しました。調査からの主な意見は次のとおりです。

《実施概要》

計画への提言を広くいただくために、関係団体等を対象としたアンケート調査（意見を自由に記述していただく形式）を実施しました。

調査期間：令和５年 10 月 13 日～11 月 6 日

配 付：24 団体

回 答：18 団体（75.0%）

（１）地域での支え合いについて

広陵町全体で、地域活動やボランティア活動への参加が少ないことが課題となっています。

- ・ 地域活動への参加者が少ない
- ・ 老人会の参加者が少ない
- ・ 下校時の見守りができない など

その理由として、次のような意見が挙げられています。

- ・ 地域行事やボランティア活動の認知度が低い
- ・ 核家族化や共働き世帯の増加による時間的な制約が大きい
- ・ 価値観の多様化により、異年齢間交流の機会が減少している
- ・ 高齢化による後継者が不足している など

この課題を解決する方法として、次のような意見が挙げられています。

- ・ 地域活動やボランティア活動のパンフレットやチラシを配布し、積極的に周知する
- ・ 地域住民同士の交流を促す取り組みを行う
- ・ 地域活動やボランティア活動の体験会や見学会を開催する
- ・ 若年層の参加を促す取り組み、若者向けの地域活動やボランティア活動を企画する
- ・ 子育て支援や高齢者支援などの地域活動を充実させる など



地域活動やボランティア活動は、地域のつながりを深め、地域課題の解決に取り組むための重要な手段であるため、年齢などに関係なく、誰もが参加できるような地域活動やボランティア活動を推進していくことが重要です。

（２）これからの地域福祉活動について

これからの地域福祉活動について、多く挙げられた意見を２つに整理しました。

ア 地域のつながりを大切にする

- 基本的な「あいさつ」をする
- 自治会に入会してもらえよう、自治会や町内会の活動を支援する
- 大字や小字単位での防災訓練やイベントの実施 など

イ 相談支援の環境を向上する

- もっと気軽に相談できる体制づくりや仕組み、雰囲気づくり
- ワンストップ相談のできる窓口や部署をつくり、そこから支援の必要な人と支援のできる人をつなぐ仕組みづくり
- どんな困りごとでも聞ける、相談できるような体制
- 子どもたちや学生を取り込んだ事業や活動
- 振興券などを地区行事にあてる
- 子育て家庭への見守り活動
- 障がい者や高齢者など、災害時に避難に困難を抱える人への支援 など



地域のつながりは地域福祉の土台です。地域には人口減少、高齢化、防災などの様々な課題があることから、支援を必要としている人や世帯を地域のつながりを通して発見し、住民と一緒に支援する輪を広げていくことが重要です。

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

基本理念

共に支え合い、 未来につながるまち 広陵

『共に支え合い』は、多くの世代が支え合う地域づくりに参画してほしい願いを含めています。

『未来につながる』は、その支え合いを通して、住民同士のつながりを持続させていくとともに、新しいつながりを創造して未来の地域・町の発展につながっていくことを願う想いを、第5次広陵町総合計画の将来像を引用して表現しています。

第2期広陵町地域福祉計画では、多くの人たちが支え合い、また、新しいつながりを創造して、誰もが安心して暮らすことができる地域の未来を築いていくことを基本理念に掲げ、施策の展開を図るとしています。

本計画は、第2期広陵町地域福祉計画と互いに補完・連携し、「地域福祉推進の両輪」として、一体的な地域福祉の推進を図る計画であることから、共通の基本理念を掲げ、福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

2. 基本目標

本計画は、第2期広陵町地域福祉計画と一体的な施策・事業の展開を図るため、次の3つの基本目標を設定し、事業の展開を図ります。

基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、住民、民生委員・児童委員、ボランティア等と共に、地域で支え合う仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支え合い・見守り体制の充実
- (4) 福祉活動への支援と連携強化
- (5) 社会福祉協議会の体制・基盤強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

自立した生活を支えるための様々なサービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行います。

また、権利擁護の推進、移動の支援など、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 災害への対応
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が必要な人への対応
- (7) 移動の支援

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを推進し、住民一人ひとりが生涯を通じていきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) あらたな社会資源の開発

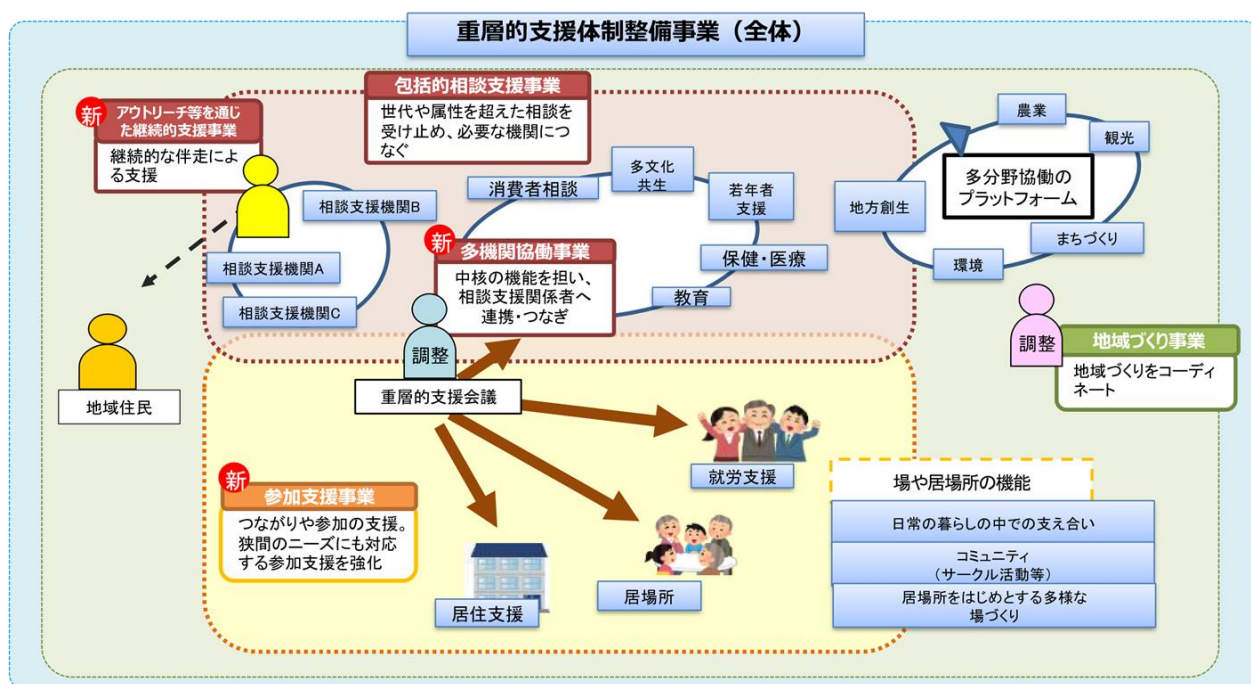
3. 重層的支援体制整備事業の方針

平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で社会福祉法の一部が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をすべきことが示されました。また、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。

令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村等において、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業により、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村等がより柔軟に整備できるようになっています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに向けて取り組んでいくことが必要となっています。

本町においては、令和4年10月から、庁内関係各課及び社会福祉協議会を参加メンバーとした重層的支援体制整備事業検討会を開催しており、本計画期間内に重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための実施計画を策定できるよう検討・調整を進めます。

《重層的支援体制整備事業の全体イメージ》



資料：厚生労働省社会・援護局

第5章 事業実施計画

基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

(1) 地域福祉意識の高揚

取り組みの方向

各種媒体による広報・啓発をはじめ、福祉イベント等の開催、福祉を学ぶ機会の充実に取り組み、福祉意識の高揚を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
インターネットでの情報発信	・ホームページやフェイスブックから、地域の福祉活動について情報発信をしています。 ・写真を掲載するなど、興味を引く内容にします。 ・魅力あるタイムリーな情報となるよう、充実を図ります。	○	○	○	○	○
福祉イベント等の開催	・福祉意識の高揚に向けた各種イベントや講演会を開催しています。 ・今後も関係機関、関係団体と連携し、内容を充実して実施します。	○	○	○	○	○
共同募金運動	・地域で集めた募金は地域のために使われるという循環する仕組みをPRし、運動の充実を図ります。 ・共感を得られるよう、募金の使われ方を重視したチラシを作成し、募金が地域のために役立っていることを、わかりやすく広くアピールしていきます。	○	○	○	○	○
広報手段の拡充	・LINEなどのSNSの広報ツールを増やします。	△	◎	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

取り組みの方向

ボランティア活動を支援するボランティアセンター機能の強化と共に、ボランティアの育成を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
ボランティアセンターの機能強化	・ボランティアに関する相談、活動支援、情報の提供などを行っています。また、交流会を通じてボランティア間の情報の共有、連携を図ります。 ・ボランティアの募集や登録ボランティアへの研修などを実施するとともに、積極的なマッチングを行います。	◎	◎	◎	◎	◎
ボランティアの育成	・ボランティア活動をはじめようとする人に、必要な情報の提供や助言などを行います。 ・ボランティア育成のため、啓発活動の展開や子どもから大人まで参加できるボランティア養成講座を開催します。	◎	◎	○	○	○
ボランティアの紹介	・ホームページやチラシ等で活動内容を紹介し、関心を持ってもらえるよう情報発信します。 ・広くアピールすることによって、マッチングにつなげます。	◎	○	○	○	○
ボランティアへ助成	・共同募金の財源をもとに、社協登録ボランティア団体が実施する事業に対して助成を行います。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

(3) 支え合い・見守り体制の充実

取り組みの方向

生活支援コーディネーターや協議体を通じ、地域にある社会資源の活用や開発を図ります。
また、給食サービスによるひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
生活支援コー ディネーター	・町と連携し、生活支援体制整備事業として協議体の活動を強化するため、研修や勉強会を実施します。 ・「広陵ささえ愛通信」を発行し、生活支援体制整備事業の認知を広めます。 ・生活支援コーディネーターを中心に調査した情報を、町の地域資源情報共有システム「つながりネット」へ提供します。	◎	◎	◎	○	○
給食サービス による安否確 認	・ボランティア団体、民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし高齢者宅へ昼食の弁当を宅配し、安否確認を行います。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



（４）福祉活動への支援と連携強化

取り組みの方向

地域での民生委員・児童委員との連携強化と共に、地域福祉委員制度の充実を図ります。
また、関係福祉団体への支援を行います。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
民生委員・児童委員との連携強化	・民生委員・児童委員協議会の事務の一部を町から受託し、定期的な協議や会議に参加するなど、連携を図ります。 ・民生委員・児童委員と、地域住民の生活課題（ニーズ）について情報共有することで、必要とする支援につなげます。	○	○	○	○	○
地域福祉委員の拡充	・民生委員・児童委員と連携しながら地域住民と共に「福祉のまちづくり」を進めていく推進役として、地域福祉委員を設置しています。 ・定期的な勉強会を実施し、活動を支援するとともに、拡充を図ります。	◎	◎	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



（５）社会福祉協議会の体制・基盤強化

取り組みの方向

広陵町社会福祉協議会の、組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなど社会福祉協議会の体制強化を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
広陵町社会福祉協議会の体制強化	・組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなどに取り組みます。	○	○	○	○	○
自主財源の確保	・活動に賛同していただけるよう情報発信し、会員会費の増加を図ります。 ・町から事業を受託し、自主財源を確保します。既に受託している事業については、質の向上を図ります。	◎	◎	○	○	○
地域福祉推進に向けた連携の強化	・地域福祉を推進する中心的な組織として、住民、町、事業所、関係機関との連携強化に努めます。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

基本目標２ 安心して暮らせる仕組みをつくる

（１）相談体制の充実

取り組みの方向

複合的な福祉問題を抱えるケースに対応できるよう、「福祉なんでも相談窓口」を設置し、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化に向け、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
福祉なんでも相談窓口の運営	・福祉における困りごとを気軽に相談できる、「福祉なんでも相談窓口」を運営し対応します。	○	○	○	○	○
コミュニティソーシャルワーカーの配置	・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談支援の強化を図ります。	◎	○	○	○	○
相談から支援への結び付け	・ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の課題に対し、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

(2) 情報提供体制の充実

取り組みの方向

広報紙等に掲載する情報・内容の充実を図るとともに、社会福祉協議会のホームページ、フェイスブックの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
社協だよりの発行	- 地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動の紹介、会員募集のため「社協だより」を発行します。 「社協だより」を会員に送付します。	○	○	○	○	○
インターネットでの情報発信 【目標１（１）再掲】	- ホームページやフェイスブックで、地域の福祉情報を発信しています。 - 写真を掲載するなど、興味を引く内容にします。 - 魅力あるタイムリーな情報となるよう、充実を図ります。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



(3) 福祉サービス提供体制の充実

取り組みの方向

町と連携し、ひとり暮らし高齢者をはじめ、児童・高齢者・障がい者への在宅福祉サービスや各種生活支援サービスの周知を図ります。また、意思疎通支援者の派遣など聴覚障がい者への支援を行います。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
生活支援サービス	・生活福祉資金、日常生活自立支援、フードレスキュー、福祉資金など生活支援サービスを周知し、支援につなげます。	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業	・通院等で手話通訳が必要な方に、意思疎通支援者の派遣を行います。 ・社協窓口にて、コーディネーターを設置し、急な相談にも対応できるよう支援します。 ・意思疎通支援者の増員を図ります。 ・タブレットを利用し、LINEとビデオ通話での遠隔手話通訳を行います。	○	○	○	○	○
手話奉仕員養成講座	・手話奉仕員養成講座開催しています。 ・多くの方に手話ができるようになってもらうため、PRに努めます。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



(4) 災害への対応

取り組みの方向

災害ボランティアの養成を図るとともに、関係機関と連携して、災害発生時のボランティアの活動支援を行います。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
災害ボランティアの養成	・災害時に備えて、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの養成を図ります。	○	○	○	○	○
災害発生時のボランティアの活動支援	・災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関と連携して、必要な支援を行います。	○	○	○	○	○
日本赤十字社事業	・赤十字奉仕団への支援と共に、住宅火災に際して、火災見舞金、布団や毛布・日用品を届けています。 ・日本赤十字社奈良県支部が実施する防災講習の啓発に努めます。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

（５）権利擁護の推進

取り組みの方向

判断能力が不十分な方を支えるため、日常生活自立支援事業による支援と共に、成年後見制度の利用促進を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
日常生活自立支援事業	・奈良県社会福祉協議会（県社協）が実施主体となって行う事業で、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用における援助・助言、必要な手続きの援助、日常的な金銭の管理等を行う事業です。 ・今後も制度の周知を図るとともに、県社協と連携し実施します。	○	○	○	○	○
成年後見制度の利用促進	・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知を図ります。 ・関係機関等と連携し、市民後見人の養成や法人後見など成年後見制度を利用しやすい体制の整備に努めます。	◎	◎	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

(6) 支援が必要な人への対応

取り組みの方向

生活福祉資金貸付事業や福祉資金貸付事業により低所得の方に対する支援を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
生活福祉資金 貸付事業	・県社協が実施主体となつて行う事業で、貸付けの手続き、助言等を行います。 ・今後も県社協と連携して実施します。	○	○	○	○	○
福祉資金貸付 事業	・町社協が低所得の方に対する一時的な生活資金として、12か月以内の返済を条件に、5万円を上限として無利子での貸付けを行います。 ・今後も継続して実施します。	○	○	○	○	○
フードレスキ ュー事業	・生活に困窮した方に対し、相談支援をするとともに必要に応じて食料品を無料で提供します。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



(7) 移動の支援

取り組みの方向

車いす対応福祉車両の貸出しなどの外出・移動支援の充実を図ります。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
福祉車両貸出 事業	・通院や社会活動の移動手段として、車いすに乗ったまま乗降できる福祉車両の貸出しを行っています。 ・今後も継続して実施します。	○	○	○	○	○
移動支援体制 の充実	・高齢者や障がい者などの移動の支援に向けた検討を行い、支援体制の充実を図ります。	○	○	○	○	○
自家用有償運 送事業	・のるーと広陵元気号の予約システムオペレーター業務を町から受託し、外出支援を行います。	◎	◎	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

取り組みの方向

身近な地域の居場所づくりや交流の場づくりの充実に向け、ふれあい・いきいきサロンの活動に支援を行います。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
ふれあい・いきいきサロン活動の支援	・地域住民が自主的に運営し、高齢者、障がい者、子育て中の親子などが地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営を支援するため、活動費の助成を行います。 ・レクリエーション用備品の貸出しや、無料講座の案内と手続きを行います。 ・サロン間のネットワークづくりのため、交流会を実施します。	○	○	○	○	○
歳末社協イベント	・歳末に、子育て世代を対象とした親子で参加できるイベントを実施します。 ・民生委員・児童委員に協力いただき、地域交流の場となるよう実施します。	○	○	○	○	○
しあわせ広場	・0歳から2歳の保育園児と、さわやかホールを利用される高齢者との世代間交流を目的としたイベントを実施します。	○	○	○	○	○
ひとり親家庭親子交流事業	・夏休みに、ひとり親家庭の親子を対象とした日帰り旅行を実施します。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討

(2) あらたな社会資源の開発

取り組みの方向

地域で不足しているサービス等について、地域の住民・組織と連携し、あらたな社会資源を開発します。

主な事業

事業名	事業内容と今後の方向	年度				
		令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
生活支援サービス提供体制の充実	・生活支援サービスの検討組織としての協議体への支援や、生活支援コーディネーターの配置により、サービスの担い手や既存の社会資源の掘り起こし、地域資源の開発に努めます。	◎	◎	○	○	○
広陵町ファミリー・サポート・センター事業	・子育て支援事業として、児童等の預かり等の援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方をマッチングする紹介業務を町から受託して実施します。	○	○	○	○	○

※○：実施、◎：強化実施、△：検討



第6章 計画推進のために

1. 法人の適正運営と基盤強化の推進

今回の第2期地域福祉活動計画では、第1期の目標を踏襲し、さらなる充実を図ることを目指すとともに、行政では制約があり、成しえないもので社会福祉協議会として対応できるものについては、民間事業者の利を生かし、住民の皆様が支え合い、安心して暮らしていただけることができるよう事業を進めます。そのために、経営改善を進め、社会福祉協議会の適正な運営と基盤づくりの強化を図ります。

2. 計画の推進

計画の推進主体については、社会福祉協議会が中心になり、民生委員・児童委員などの地域福祉にかかわる関係機関・団体、住民、ボランティア、行政等と連携・協働しながら、地域福祉の推進を図ります。

3. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するため、住民をはじめ、地域で活動する各種団体、事業者など計画に関係するすべての人へ、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、本計画の目標や取り組みなど計画内容の周知、普及に努めます。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた事業について、定期的に事業実績の推移や効果、効率性など点検し、計画の進行管理を行い、事業の見直しを行うPDCAサイクルに基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。

資料編

1. 策定経緯

時 期	項 目	内 容
令和5年8月25日～ 9月11日	住民アンケート調査の実施	町において、18歳以上の住民から 2,000人を実無作為抽出し、郵送法でア ンケート調査を実施 配付数 2,000 票 回答 769 票（回答率 38.5%）
令和5年10月13日～ 11月6日	関係団体等アンケート調査 の実施	町において、地域福祉関係団体等を対 象としたアンケート調査を、郵送法で 実施 配付数 25 団体 回答 18 団体（72.0%）
令和6年3月19日	理事会	議案 地域福祉活動計画（案）について
令和6年3月26日	評議員会	議案 地域福祉活動計画（案）について

2. 用語解説

〈あ行〉

◇NPO

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野において、営利を目的とせず、社会的な使命を達成するために自主的に活動している民間の組織です。

〈か行〉

◇権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことです。

◇コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当し、とりまとめる役割を持つ人のことです。作業の進行状況全体に関する管理、統制と共に、情報収集や各部門への連絡等を行います。

◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のことです。

〈さ行〉

◇社会福祉協議会

全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間の組織のことです。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、様々な事業を実施しています。

◇生活支援コーディネーター

支援を必要とする高齢者を地域で支える体制づくりに向け、生活支援体制整備事業により「生活支援コーディネーター」を設置しています。「生活支援コーディネーター」は、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担います。また、地域における関係者間のネットワークづくりや情報共有、資源開発の場として「協議体」を設置し、生活支援コーディネーターが協議体の運営を支援していきます。

◇成年後見制度

判断能力が不十分な人が不利益を被らないように支援・保護する制度のことです。支援者は、判断能力が不十分な人の身上監護や財産管理の手助けを行います。

〈た行〉

◇地域共生社会

高齢者や障がい者、乳幼児などが受ける、介護や社会福祉サービスなどの縦割りの制度や支援では不十分な部分を、支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域で、人と人、人と資源が丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

◇地域福祉委員

地域福祉委員は、自治会や区内での福祉の問題・要望を把握し、民生委員・児童委員と連携しながら、助け合い活動を展開して、地域住民と共に「福祉のまちづくり」を広げていく地域福祉の推進役です。

◇地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制づくりのことです。

◇地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら、高齢者とその家族の悩みや課題解決などの業務にあたります。

〈な行〉

◇認知症

「認知症」は病名ではなく、認識したり、記憶したり、判断したりする力が障がいを受け、社会生活に支障を来す状態のことです。

〈は行〉

◇PDCAサイクル

施策や事業についてのP(Plan：計画)・D(Do：実施)・C(Check：点検・評価)・A(Action：改善に向けた行動)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組みのことです。

〈ま行〉

◇民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

第2期地域福祉活動計画

発 行：社会福祉法人広陵町社会福祉協議会 発行年月：令和6年3月
〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館内
電話 0745-55-8300 F A X 0745-55-6585